

# 人口動態統計

令和2年



東京都福祉保健局



## ま え が き

本書は、東京都における令和2年の人口及び人口動態統計を収録したものです。

現在、東京は、かつて経験したことのないほど急速に少子高齢化が進展しており、高齢者人口が増加する一方で、総人口は減少することが予測されています。

現状を、数値として把握することができる「人口動態統計」は、今後の施策立案を行う上で、大変有効な資料となるものです。

本書を、今後の東京を考えていくための基礎資料として、様々な分野で活用していただければ幸いです。

終わりに、本書の作成に御協力いただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

東京都福祉保健局



# 目 次

凡 例	4
用語の解説	6
比率等の解説	10
調査の概要	12

## 統計表

### 第1章 人口

第1表	人口、東京一全国・年次別	30
第2表	人口、年次・性・年齢（5歳階級）別	30
第3表	年齢（3区分）別人口割合・主要指標、東京一全国・年次別	31
第4表	人口・世帯、地域・年次別	32
第5表	人口、性・月別	32
第6表	人口・世帯、性・区市町村・保健所別	33
第7表	人口、年次・性・年齢（各歳）別	36

### 第2章 人口動態統計

#### 第1節 総覧

第1表	人口動態総覧、年次別〈数、率及び動態性比〉	42
第2表	死産数・率、自然一人工・年次別及び周産期死亡数・率、妊娠満22週以後の死産一早期新生児死亡・年次別〈数、率及び妊娠満22週以後の死産比〉	54

#### 第2節 出生統計

第3表	出生数・率、性・月・年次別	56
第4表	出生数、出生場所・立会者・年次別〈出生場所、立会者〉	56
第5表	出生数、性・母の年齢階級・年次別	57
第5表付表	出生数、母の年齢（5歳階級）別・年次推移	58
第6表	出生数、性・出生順位・年次別	59
第7表	出生数、出生当時の世帯の主な仕事・年次別	59
第8表	出生数及び低体重児出生数・率、年次・区市町村・保健所別	60
第9表	出生数、月・性・区市町村別	66
第10表	出生数、出生場所・立会者・区市町村別	72
第11表	出生数、母の年齢階級・性・区市町村別	76
第12表	出生数、性・出生順位・母の年齢階級別	80
第13表	非嫡出出生数、母の年齢階級・性・区市町村別	82
第14表	出生数、性・妊娠期間・出生時の体重別	86
第15表	出生数、性・出産順位・出生時の体重別	86
第16表	出生数、出生順位・出生当時の世帯の主な仕事・母の年齢階級別	87
第17表	嫡出出生数、出産順位・父母の年齢階級別	88
第18表	合計特殊出生率、年次・区市町村別	89

**第3節 死亡統計**

第19表	死亡（総死亡・乳児・新生児・早期新生児）数・率、性・月・年次別	90
第20表	死亡数・率、年次・主要死因（死因简单分類）別	92
第21表	死亡数・率、年次・性・年齢階級別	93
第22表	死亡数・率、年次・区市町村・保健所別	94
第23表	死亡数、月・主要死因（死亡順位に用いる分類項目）別	97
第24表	死亡数、月・区市町村・保健所別	98
第25表	死亡数、主要死因（死因简单分類）・区市町村別	102
第26表	死亡数、性・年齢階級・死因（死因简单分類）別	110
第27表	死亡数、年齢階級・死因（死因順位に用いる分類項目）別	128
第28表	死亡数、性・死亡の場所・年齢階級別	132

**第4節 乳児死亡統計**

第29表	乳児死亡数・率、年次・区市町村・保健所別	134
第30表	乳児死亡数・新生児死亡数、月・主要死因（乳児死因順位に用いる分類項目）別	137
第31表	乳児死亡数、主要死因（乳児死因順位に用いる分類項目）・区市町村別	138
第32表	新生児死亡数、主要死因（乳児死因順位に用いる分類項目）・区市町村別	142
第33表	乳児死亡数、生存期間・性・死因（乳児死因简单分類）別	146

**第5節 死産統計**

第34表	死産数・率、自然－人工・月・年次別	154
第35表	死産数、自然－人工・死産場所・立会者・年次別	154
第36表	死産数、自然－人工・妊娠期間・年次別	155
第37表	死産数、自然－人工・母の年齢階級・妊娠期間別	155
第38表	死産数・率、自然－人工・年次・区市町村・保健所別	156
第39表	死産数、母の年齢階級・自然－人工・区市町村別	162
第40表	非嫡出死産数、母の年齢階級・自然－人工・区市町村別	166
第41表	死産数、自然－人工・母側病態・児側病態（三桁基本分類）別	170

**第6節 周産期死亡統計**

第42表	周産期死亡数・率、妊娠満22週以後の死産－早期新生児死亡・年次・区市町村・保健所別	172
第43表	周産期死亡数、妊娠満22週以後の死産－早期新生児死亡・出産時の体重・性・母の年齢階級別及び平均体重	178
第44表	周産期死亡数、母の年齢階級・妊娠満22週以後の死産－早期新生児死亡・区市町村別	180
第45表	周産期死亡数、妊娠満22週以後の死産－早期新生児死亡・母側病態・児側病態（三桁基本分類）別	184
第46表	周産期死亡数・率、妊娠満22週以後の死産－早期新生児死亡・月・年次別	186

**第7節 婚姻・離婚統計**

第47表	婚姻件数、年次・区市町村・保健所別	187
第48表	婚姻件数・率、届出月・年次別	188
第49表	婚姻件数、初婚－再婚・年次別	188
第50表	婚姻件数、届出月・同居開始の年月別	188
第51表	婚姻者数、夫－妻・初婚－再婚・年齢別	189
第51表付表1	夫婦の平均初婚・再婚年齢、大都市を含む道府県別	189
第51表付表2	夫婦の平均初婚・再婚年齢、区市町村・保健所別	190
第52表	離婚件数、年次・区市町村・保健所別	191

第53表	離婚件数・率、届出月・年次別	192
第54表	離婚者数、夫一妻・年齢別	192
第55表	離婚件数、年次・同居期間・離婚の種類別	193
第56表	離婚件数、同居期間・同居をやめた当時の世帯の主な仕事別	193

## 付 表

人口動態総覧（率）、区市町村別	194
率算出に用いた人口	195
東京都内保健所の変遷	196

### 未掲載資料

- 1 出生数、性・出生順位・区市町村・保健所別
- 2 出生数、出生時の体重・平均体重・性・妊娠期間（4週区分－（早期・正期・過期再掲））・  
区市町村・保健所別
- 3 出生数、性・出生時の体重・出産順位・区市町村・保健所別
- 4 出生数、性・母の年齢（各歳）・出生順位・嫡出－非嫡出別
- 5 出生数、性・妊娠期間・出生時の身長・平均身長別
- 6 死亡数、性・年齢（各歳）・区市町村・保健所別
- 7 15歳以上の死亡数、性・年齢（5歳階級）・配偶関係・区市町村・保健所別
- 8 死亡数、性・月・死因（死因简单分類）・区市町村・保健所別
- 9 死亡数、性・年齢（5歳階級）・死因（死因简单分類）・区市町村・保健所別
- 10 死亡数、性・死亡の場所・死因（死因简单分類）・区市町村・保健所別
- 11 乳児死亡数・新生児死亡数、性・月・区市町村・保健所別
- 12 乳児死亡数、性・生存期間・区市町村・保健所別
- 13 死産数、自然－人工・出産場所・出産時の立会者・区市町村・保健所別
- 14 死産数、自然－人工・性・月・区市町村・保健所別
- 15 死産数、自然－人工・性・妊娠期間（4週区分－（早期・正期・過期再掲））・区市町村・  
保健所別
- 16 死産数、自然－人工・妊娠期間（4週区分－（早期・正期・過期再掲））・出産時の立会者・  
母側病態・児側病態別
- 17 死産数、自然－人工・性・母の年齢（5歳階級）・出産順位別
- 18 死産数、自然－人工・性・母の年齢（5歳階級）・死産当時の世帯の主な仕事別
- 19 周産期死亡数、妊娠満22週以後の死産－早期新生児死亡・性・月・区市町村・保健所別
- 20 周産期死亡数、妊娠満22週以後の死産－早期新生児死亡・出産時の立会者・母側病態・  
児側病態別
- 21 婚姻件数、届出月・区市町村別
- 22 婚姻件数、夫の年齢（各歳）・妻の年齢（各歳）・夫の初婚－再婚・妻の初婚－再婚別
- 23 婚姻件数、夫の初婚－再婚・妻の初婚－再婚・夫の結婚生活に入る前の世帯の主な仕事・  
妻の結婚生活に入る前の世帯の主な仕事別
- 24 離婚件数、届出月・区市町村別

## — 凡 例 —

- 1 この年報は、令和2年の人口及び人口動態統計を収録したものです。
    - (1) 内容は、静態的時点表示によるもののほかは、暦年によります。
    - (2) 人口動態統計は、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚に関するものです。
      - ア 出生、死亡及び死産は、東京都に住所を有する日本人について、日本において令和2年中に発生したものを対象とし、令和2年中に届け出られたものの中から、令和元年以前に発生したものを除き、これに令和3年1月14日までに届け出られた令和2年発生のを加えたものです。
      - イ 出生は子の住所、死亡は死亡した人の住所、死産は死産があった時の母の住所で集計しました。
      - ウ 婚姻及び離婚は、夫婦の双方又はいずれか一方が日本人であるものについて、日本において令和2年中に届け出られたものを対象としました。
      - エ 婚姻は届出時の夫の住所、離婚は別居する前の住所で集計しました。
    - (3) 人口動態統計数値は、厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室の人口動態調査票情報を基に東京都で別途集計しました。
    - (4) 年齢の表章は全て満年齢です。
    - (5) 死因の分類は、WHOが定めた第10回改訂国際疾病分類を基準とし、総死亡については「死因分類表」を、乳児死亡については「乳児死因分類表」を適用しました。
    - (6) 各表の全国・東京都全体・東京都区部の率については、厚生労働省「人口動態統計」によりました。また、区市町村別の率については、以下のように率を算定しました。
      - ア 出生率・死亡率（年齢階級別死亡率の総計を含む。）・婚姻率・離婚率  
令和2年国勢調査（総務省統計局）を用いて算出
      - イ 合計特殊出生率（市部・郡部・島部別も含む。）  
「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（令和3年1月1日現在）」（東京都総務局）の日本人人口を用いて算出

※ 東京都区市町村別の合計特殊出生率は、厚生労働省で算出する東京都全体の合計特殊出生率と計算方法が異なります（厚生労働省で算出する東京都全体の合計特殊出生率は6ページ「用語の解説」参照）。このため、東京都全体と東京都区市町村別の合計特殊出生率を比較する際には注意が必要です。

＜東京都区市町村別の合計特殊出生率の算出に使用する数値＞

分子：母の年齢別出生数（日本人）

分母：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（1月1日現在）」（東京都総務局統計部）の15歳から49歳までの日本人女性人口
  - (7) 年齢階級別死亡率及び年齢調整死亡率の算定には、人口推計（総務省統計局）各年10月1日現在「都道府県，年齢（5歳階級），男女別人口－総人口，日本人人口」を用いました。ただし、平成27年以前は、当年及び翌年の1月1日現在の住民基本台帳人口を用いて、「当年中の増減数×9/12+当年当初人口」の計算式により10月1日現在の人口を推計し、各年齢階級の構成割合を算定・分解した数値を用いています。このため、年次比較の際は注意が必要です。
- 2 本年報に掲載した数値は、四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合があります。
- 3 表中の表章記号は、次のとおりです。
 

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
比率が微小（0.05未満）の場合	0.0



統計項目のあり得ない場合	・
減少を表わす場合	△
既に公表した数値を訂正した訂正数値である場合	r

- 4 本年報に収録した統計資料についての問合せは、福祉保健局総務部総務課で受け付けいたします。(都庁代表電話 03-5321-1111 内線 32-025)

## —— 用 語 の 解 説 ——

### 1 出産

出生と死産とを合わせたものをいいます。

### 2 出産順位

同じ母親がこれまでに出産した児の総数（妊娠満22週以後の死産胎を含む。）について、数えた順位をいいます。

### 3 出生順位

同じ母親がこれまでに生んだ出生子の総数について、数えた順位です。

### 4 低体重児出生

2,500グラム未満の出生をいいます。

### 5 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子供の数に相当します。算出に用いた出生数の15歳及び49歳には、それぞれ14歳以下、50歳以上を含んでいます。

なお、合計特殊出生率の利用上の注意は、次の2点です。

(1) 東京都全体の合計特殊出生率は、厚生労働省で算出しており、平成26年以前は国勢調査の年と国勢調査の年以外で以下のとおり計算方法が異なります。このため、年次比較の際は注意が必要です。

なお、平成27年以降は、国勢調査の年以外の年も含めて下記①の数値により合計特殊出生率を算出しています。

① 平成26年以前の国勢調査の年及び平成27年以降の合計特殊出生率の算出に使用する数値

分子：母の年齢別出生数（日本人）

分母：10月1日現在における15歳から49歳までの日本人女性人口

② 平成26年以前の国勢調査の年以外の合計特殊出生率の算出に使用する数値

分子：母の年齢別出生数（日本人）

分母：10月1日現在における15歳から49歳までの女性総人口（外国人を含む。）

※ 平成26年以前の国勢調査の年以外は、都道府県別・年齢階級別日本人人口のデータがないため、厚生労働省では、女性総人口（外国人を含む。）を用いて計算しています。

(2) 東京都区市町村別の合計特殊出生率は、東京都で算出しており、厚生労働省で算出する東京都全体の合計特殊出生率と計算方法が異なります。このため、東京都全体と東京都区市町村別の合計特殊出生率を比較する際には、注意が必要です。

<東京都区市町村別の合計特殊出生率の算出に使用する数値>

分子：母の年齢別出生数（日本人）

分母：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（1月1日現在）」（東京都総務局統計部）の15歳から49歳までの日本人女性人口

### 6 自然増減

出生数から死亡数を減じたものをいいます。

## 7 乳児死亡

生後1年未満の死亡をいいます。

## 8 新生児死亡

生後4週未満の死亡をいいます。

## 9 早期新生児死亡

生後1週未満の死亡をいいます。

## 10 死産

妊娠満12週（妊娠第4月）以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいいます。自然死産と人工死産とに分けられます。

## 11 自然死産と人工死産

人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置（胎児又は付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とします。

なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とします。

(1) 胎児を出生させることを目的とした場合

(2) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合

〈参考〉 死産統計を観察する場合、次の沿革を考慮する必要があります。

## ・昭和23年以降

優生保護法（昭和23年法律第156号）の施行（7月から）により、人工妊娠中絶の中の、妊娠第4月以降のものも人工死産に含まれることになりました。

## ・昭和24年以降

優生保護法の改正（6月）により、人工妊娠中絶の理由に「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」も含まれることになりました。

## ・昭和27年以降

優生保護法の改正（5月）により、優生保護審査会の審査を廃止するなど、その手続が簡素適正化され、優生保護法による指定医師は本人及び配偶者の同意を得て、要件に該当する者に対し、人工妊娠中絶を行うことができるようになりました。

## ・昭和43年以降

胎児を出生させる目的で人工的処置を加えたにもかかわらず死産をした場合、従来は人工死産であったが、自然死産として取り扱うこととなりました。

## ・昭和51年以降

優生保護法による人工妊娠中絶を実施することができる時期の基準を、従来の「通常妊娠8月未満」から、「通常妊娠第7月未満」に改めました。

## ・昭和54年以降

優生保護法による人工妊娠中絶を実施することができる時期の基準を、従来の「通常妊娠第7月未満」から「通常妊娠満23週以前」に表現を改めました。

## ・平成3年以降

優生保護法による人工妊娠中絶を実施することができる時期の基準を、従来の「通常妊娠満23週以前」から「通常妊娠満22週未満」に改めました。

- ・平成8年以降

優生保護法の一部を改正する法律（平成8年法律第105号）の施行（9月26日）により、優生保護法が母体保護法に改められるとともに、優生保護法第14条（医師の認定による人工妊娠中絶）第1項第1号及び第2号が削除されました。

なお、同項第3号については、らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号）の施行（4月1日）により削除されました。

## 12 周産期死亡

妊娠満22週（154日）以後の死産に早期新生児死亡を加えたものをいいます。

## 13 妊産婦死亡

妊娠中又は妊娠終了後満42日未満の女性の死亡で、妊娠の期間及び部位には関係しないが、妊娠若しくはその管理に関連した又はそれらによって悪化した全ての原因によるものをいいます。ただし、不慮又は偶発の原因によるものを除きます。

なお、妊産婦死亡は、次の2群に分類されます。

## (1) 直接産科的死亡

妊娠時（妊娠・分娩・産じょく）における産科的合併症が原因で死亡したものをいいます。

## (2) 間接産科的死亡

妊娠前から存在した疾患又は妊娠中に発生した疾患による死亡で、妊娠の生理的作用により悪化したと考えられるものをいいます。

## 14 死因分類

死因統計は、その目的上国際間の比較が要求されており、このため1900年第1回国際会議で国際的に統一された死因分類が作成されました。以後ほぼ10年毎に改正され、平成7年から1990年のWHO（世界保健機関）総会で採択された国際疾病分類（I. C. D）第10回改訂分類が使用されています。

## (1) 死因基本分類表（人口動態死因統計分類基本分類表）

第10回改訂国際疾病、傷害及び死因統計分類（ICD-10）に基づいて作成されたもので、分類の構成は、主要な基本となる傷病名を3桁の数字で示した基本分類と、これを細分化した4桁の分類で表されています。この4桁数字で表されている分類については、使用目的に応じて使い分けることが可能になっています。項目数は約15,000項目あり、分類コードは、最初の桁をAからZまで（Uは除く。）とする英数字コードです。

## (2) 死因簡単分類表（死因分類表）

基本分類の分類項目を集約した簡便な分類表で、133項目からなっており、5桁の数字で表されています。

## (3) 選択死因分類表

社会的に関心の高い死因について、クロス集計等のより詳細な分析を行うための分類表で、死因分類表から選択した34項目からなっています。

## (4) 乳児死因簡単分類表（乳児死因分類表）

乳児死因用の分類表で、56項目からなっています。

## (5) 周産期死亡及び死産の分類

周産期死亡及び死産については、児側病態、母側病態それぞれ一つを選び両者によるクロス製表を行っています。ただし、死亡統計、乳児死亡統計の場合、生後7日未満の死亡については児側病態のみが選ばれ、7日以上の死亡については原死因が選ばれています。

修正会議	国際	日本	適用期間
第1回 1900年	国際統計協会	内閣統計局	明治32～41年
第2回 1909年	国際統計協会	内閣統計局	明治42～大正11年
第3回 1920年	国際統計協会	内閣統計局	大正12～昭和7年
第4回 1929年	国際統計協会・国際連盟	内閣統計局	昭和8～18年
第5回 1938年	国際統計協会・国際連盟	厚生省予防局	昭和21～24年
第6回 1948年	WHO（世界保健機関）	厚生省統計調査部	昭和25～32年
第7回 1955年	WHO（世界保健機関）	厚生省統計調査部	昭和33～42年
第8回 1965年	WHO（世界保健機関）	厚生省統計調査部	昭和43～53年
第9回 1975年	WHO（世界保健機関）	厚生省統計情報部	昭和54～平成6年
第10回 1989年	WHO（世界保健機関）	厚生省統計情報部	平成7～平成17年
第10回 2003年	WHO（世界保健機関）	厚生労働省統計情報部	平成18～平成28年
第10回 2013年	WHO（世界保健機関）	厚生労働省政策統括官 （統計・情報政策担当）	平成29年～

## 15 婚姻・離婚

### (1) 婚姻件数、婚姻者数

婚姻件数は、その期間中に婚姻を有効に届け出た数をいい、婚姻者数は、その期間に同居を始めたもので、同年中に届出のあったものの数をいいます。

### (2) 離婚件数、離婚者数

離婚件数は、その期間中に離婚を有効に届け出た数をいい、離婚者数は、その期間に同居をやめたもので、同年中に届出のあったものの数をいいます。

### (3) 嫡出子、非嫡出子

嫡出子は、法律上有効な婚姻をした夫婦間の子供であり、非嫡出子は、それ以外の子供をいいます。

### (4) 離婚

ア 協議離婚とは、夫婦の協議によって成立する離婚です。調停離婚、審判離婚及び判決離婚は、裁判に基づく離婚です。

イ 調停離婚とは、家庭裁判所の調停による離婚をいいます。夫婦は家庭裁判所に離婚の調停を申立て、調停において当事者間の合意が成立したときに確定判決と同じ効果が生じます。

ウ 審判離婚とは、調停が成立しなかった場合に、家庭裁判所が行う審判による離婚をいいます。家庭裁判所は相当と認めるときに調停に代わる審判をすることができ、異議の申立てが無ければ審判が確定し、確定判決と同じ効力を生じて、離婚の効力を生ずることになります。異議の申立てがあれば、その審判は効力を失います。

エ 和解離婚とは、裁判中に家庭裁判所から和解を勧められて、和解の方法で離婚が成立することをいいます。

オ 認諾離婚とは、裁判中に被告（離婚の訴えを受けた者）が原告（離婚の訴えを起こした者）からの請求を認めることで、離婚が成立することをいいます。

カ 判決離婚とは、調停による離婚が成立しない場合で、審判ができないとき、又は、審判はなされたもののこの審判に対して、異議の申立てがなされたために審判が効力を失ったときに、なお離婚を望む場合に提起された訴えに対する裁判所の判決です。この訴えは民事訴訟法により審理され、その判決が確定したときに効力が生じます。

## —— 比 率 等 の 解 説 ——

## 1 人口

- ・ 従属人口指数 =  $\frac{\text{年少人口} + \text{老年人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$       ・ 年少人口（0歳～14歳人口）
- ・ 年少人口指数 =  $\frac{\text{年少人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$       ・ 生産年齢人口（15歳～64歳人口）
- ・ 老年人口指数 =  $\frac{\text{老年人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$       ・ 老年人口（65歳以上人口）
- ・ 老年化指数 =  $\frac{\text{老年人口}}{\text{年少人口}} \times 100$

## 2 出生

- ・ 出生率 =  $\frac{\text{年間出生数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 1,000$
- ・ 月間出生率（年換算率） =  $\frac{\text{月間出生数}}{\text{月初人口} \times \text{年換算係数}} \times 1,000$   
 （注）年換算係数 =  $\frac{\text{月間日数（30, 31, 28又は29）}}{\text{年間日数（365又は366）}}$
- つまり、1年の長さを1とした場合の各月の長さをいう。
- ・ 出生性比 =  $\frac{\text{年間男子出生数}}{\text{年間女子出生数}} \times 100$
- ・ 母の年齢階級別出生順位別出生率  
 =  $\frac{\text{年間のある年齢階級の母親から出生した出生順位別の出生数}}{\text{10月1日現在におけるその年齢階級の女性人口}} \times 1,000$
- ・ 母の年齢階級別出生率 =  $\frac{\text{年間のある年齢階級の母親からの出生数}}{\text{10月1日現在におけるその年齢階級の女性人口}} \times 1,000$
- ・ 合計特殊出生率 =  $\left[ \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{1月1日現在における年齢別女性人口}} \right]$  15歳から49歳までの合計

ただし、全国及び東京都全体の合計特殊出生率については、10月1日現在における年齢別女性人口を分母にして算出している。

## 3 死亡

- ・ 粗死亡率 =  $\frac{\text{年間死亡数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 1,000$
- ・ 月間死亡率（年換算率） =  $\frac{\text{月間死亡数}}{\text{月初人口} \times \text{年換算係数}} \times 1,000$
- ・ 死因別死亡率（年間） =  $\frac{\text{年間死因別死亡数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 100,000$
- ・ 年齢調整死亡率  
 =  $\frac{\text{〔観察集団の各年齢（階級）の死亡率} \times \text{基準となる人口集団のその年齢（階級）の人口〕の総和}}{\text{基準となる人口集団の総人口}} \times 1,000$

## 4 乳児死亡

- ・乳児死亡率 =  $\frac{\text{年間乳児（生後1年未満）死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$
- ・新生児死亡率 =  $\frac{\text{年間新生児（生後4週未満）死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$
- ・早期新生児死亡率 =  $\frac{\text{年間早期新生児（生後1週未満）死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$
- ・月間乳児死亡率（年換算率） =  $\frac{\text{月間乳児死亡数}}{\text{その月を含む過去1年間の出生数} \times \text{年換算係数}} \times 1,000$
- ・月間新生児死亡率 =  $\frac{\text{月間新生児死亡数}}{\text{月間出生数}} \times 1,000$
- ・月間早期新生児死亡率 =  $\frac{\text{月間早期新生児死亡数}}{\text{月間出生数}} \times 1,000$
- ・死因別乳児死亡率 =  $\frac{\text{年間の死因別乳児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 100,000$

## 5 死産

- ・死産率 =  $\frac{\text{年間死産数}}{\text{年間出生数} + \text{年間死産数}} \times 1,000$
- ・自然死産率 =  $\frac{\text{年間自然死産数}}{\text{年間出生数} + \text{年間死産数}} \times 1,000$
- ・人工死産率 =  $\frac{\text{年間人工死産数}}{\text{年間出生数} + \text{年間死産数}} \times 1,000$
- ・月間死産率 =  $\frac{\text{月間死産数}}{\text{月間出生数} + \text{月間死産数}} \times 1,000$

## 6 周産期死亡

- ・周産期死亡率 =  $\frac{\text{年間の妊娠満22週以後の死産数} + \text{年間早期新生児死亡数}}{\text{年間の妊娠満22週以後の死産数} + \text{年間出生数}} \times 1,000$
- ・月間周産期死亡率 =  $\frac{\text{月間の妊娠満22週以後の死産数} + \text{月間早期新生児死亡数}}{\text{月間の妊娠満22週以後の死産数} + \text{月間出生数}} \times 1,000$
- ・妊娠満22週以後の死産率 =  $\frac{\text{年間の妊娠満22週以後の死産数}}{\text{年間の妊娠満22週以後の死産数} + \text{年間出生数}} \times 1,000$

## 7 婚姻・離婚

- ・婚姻率 =  $\frac{\text{年間婚姻届出件数}}{10月1日現在の人口} \times 1,000$
- ・月間婚姻率（年換算率） =  $\frac{\text{月間婚姻件数}}{\text{月初人口} \times \text{年換算係数}} \times 1,000$
- ・離婚率 =  $\frac{\text{年間離婚届出件数}}{10月1日現在の人口} \times 1,000$
- ・月間離婚率（年換算率） =  $\frac{\text{月間離婚件数}}{\text{月初人口} \times \text{年換算係数}} \times 1,000$

## 8 その他

- ・自然増減数 = 年間出生数 - 年間死亡数
- ・自然増減率 =  $\frac{\text{自然増減数}}{10月1日現在の人口} \times 1,000$

# 調査の概要

## I 人口

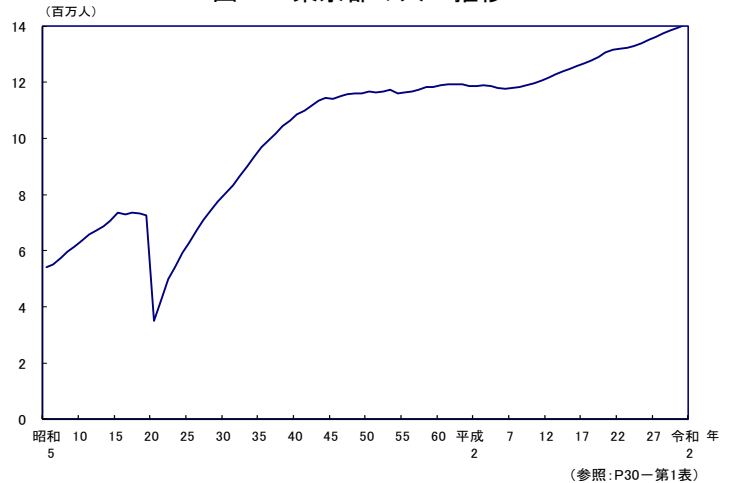
1	年次推移
---	------

東京都の人口は、大正9年の3,699,428人から増加傾向で推移を続け、太平洋戦争爆发直後の昭和17年には7,357,800人になりました。その後、戦争等の影響により昭和20年には3,488,284人と3年前の半分に減少しました。

しかし、戦後の復興期には、戦前を上回るペースで人口が回復し、昭和37年には1,000万人を超えて、10,177,298人になりました。これ以降も、増加傾向で推移し、昭和63年に11,935,700人になって以降は、小幅な増減を繰り返し、平成12年には初めて1,200万人台を超え、以降も増加傾向が続いています。

また、東京都の人口が全国に占める割合は、昭和43年の11.2%をピークに低下していましたが、平成11年以降再び上昇傾向となり、令和2年は11.1%となっています。

図1 東京都の人口推移



2	年齢階級別人口
---	---------

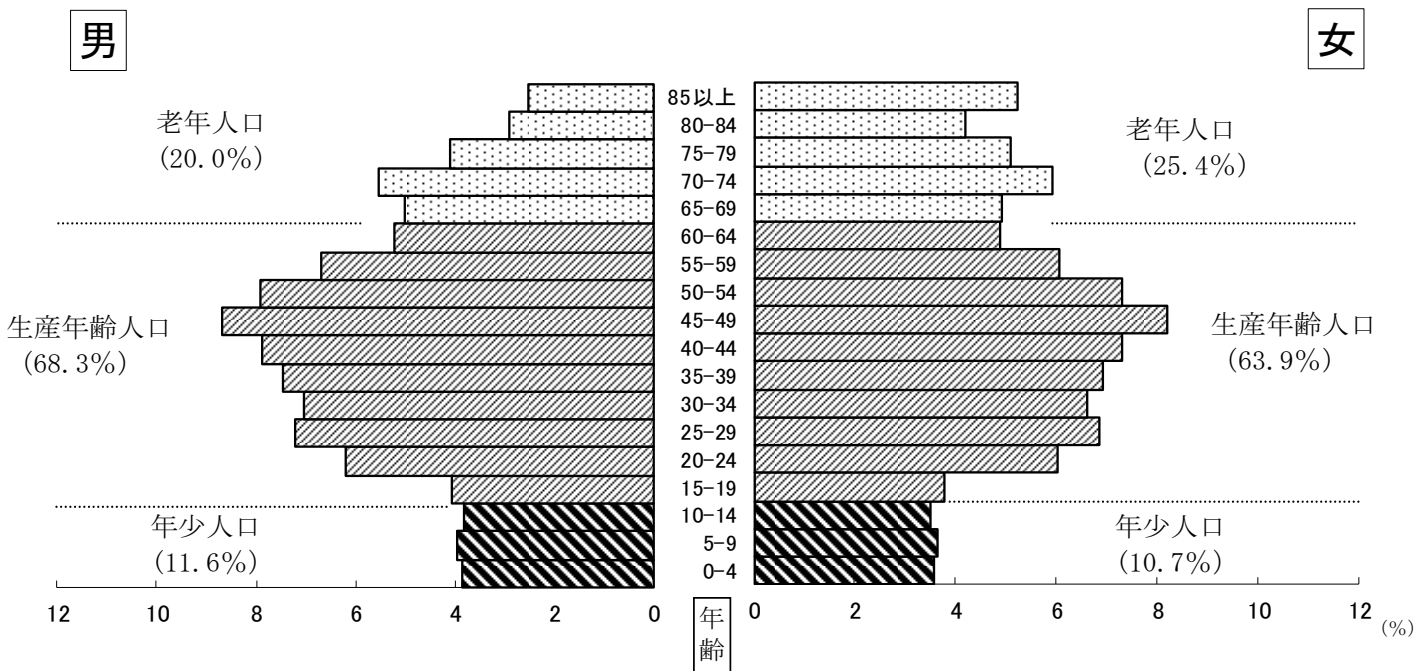
令和2年の東京都の人口を年齢(5歳階級)別にみると、男女共に1位は45歳~49歳で、男は2位が50歳~54歳、3位が40歳~44歳で、女は2位が40歳~44歳、3位が50~54歳でした。

年齢を3区分に分けて年次推移をみると、老年人口比率は平成9年に14%を超えた後、増加傾向で推移しており、令和元年は23.3%、令和2年は22.7%となっています。

生産年齢人口比率は、平成2年をピークに全国、東京都とも減少傾向にあります。

また、年少人口は、長期的な低出生率の下で減少が続き、全国では平成9年に、東京都では平成7年に老年人口比率が年少人口比率を上回りました。

図2 東京都の人口ピラミッド、男女別構成割合(令和2年)





II 人口動態統計

1	概況
---	----

人口動態調査は、令和2年においては、統計法による基幹統計として実施されています。この調査は「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により、区市町村長に届出のあった出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の5種類の届出書から、人口動態調査令に基づき調査票を作成することにより行われています。

人口動態統計は、厚生労働大臣に提出された調査票を基に、日本国内において発生した日本人に関する人口の動きを統計的に把握したものです。本統計は、行政施策の立案はもとより、学術等に広く活用されており、人口の動向を知る上で極めて重要な役割を果たしています。

(1) 前年と比較した状況

令和2年の東京都の概況は、表1のとおりです。令和元年と比較すると、死亡が増加し、出生、死産、婚姻及び離婚が減少しました。

出生数は99,661人で、前年の101,818人より2,157人減少し、人口千人当たりの出生数を表す出生率は7.4で、前年の7.6より低下しました。

死亡数は121,219人で、前年の120,870人より349人増加し、人口千人当たりの死亡数を表す死亡率は9.0で、前年と同値でした。乳児死亡は数が減少、新生児死亡は数が増加し、率はともに前年と同値でした。周産期死亡は、前年と比べて数が減少し、率は同値でした。

また、婚姻は73,931組で、前年の86,059組より12,128組減少し、人口千人当たりの婚姻件数を表す婚姻率は5.5で前年の6.4より減少しました。

離婚は20,783組で、前年の22,707組より1,924組減少し、人口千人当たりの離婚件数を表す離婚率は1.54で前年の1.69より低下しました。

表1 人口動態総覧、対前年比較

種別	実数			率		平均発生間隔	
	令和2年	令和元年	増減	令和2年	令和元年	令和2年	令和元年
出生	99 661	101 818	△ 2 157	7.4	7.6	— 0:05:17	— 0:05:10
死亡	121 219	120 870	349	9.0	9.0	— 0:04:21	— 0:04:21
乳児死亡	135	146	△ 11	1.4	1.4	2 17:04:00	2 12:00:00
新生児死亡	61	59	2	0.6	0.6	6 0:00:00	6 4:28:28
自然増減	△ 21 558	△ 19 052	△ 2 506	△ 1.6	△ 1.4	…	…
死産	2 076	2 303	△ 227	20.4	22.1	— 4:13:52	— 3:48:13
自然死産	955	966	△ 11	9.4	9.3	— 9:11:52	— 9:04:06
人工死産	1 121	1 337	△ 216	11.0	12.8	— 7:50:09	— 6:33:07
周産期死亡	296	308	△ 12	3.0	3.0	1 5:40:32	1 4:26:30
妊娠満22週以後の死産	252	258	△ 6	2.5	2.5	1 10:51:26	1 9:57:13
早期新生児死亡	44	50	△ 6	0.4	0.5	8 7:38:11	7 7:12:00
婚姻	73 931	86 059	△ 12 128	5.5	6.4	— 0:07:08	— 0:06:06
離婚	20 783	22 707	△ 1 924	1.54	1.69	— 0:25:22	— 0:23:09

注1 出生・死亡・婚姻・離婚率 …… 人口千対  
 乳児・新生児・早期新生児死亡率 …… 出生千対  
 周産期死亡率・妊娠満22週以後の死産率 …… 出産（出生＋妊娠満22週以後の死産）千対  
 死産率 …… 出産（出生＋死産）千対  
 資料 総務部総務課

表2は、令和2年の人口と主な人口動態事象のうち、東京都が全国に占める割合で示したものです。このうち、人口割合の11.1を基準にすると、死亡8.8、乳児死亡8.9及び新生児死亡8.7が相対的に低く、周産期死亡11.1が同値、出生11.9、死産12.0及び婚姻14.1が相対的に高くなっています。

(2) 都内各地域の状況

表3は、主な人口動態事象を区部、市部、郡部及び島部の地域別の実数、率及び各地域が占める構成比を表したものです。

総数（東京都全体）の率と比較すると、区部では死亡が低い一方、市部、郡部及び島部では、死亡が高くなっています。

表2 対全国割合（令和2年）  
（東京／全国×100）

種別	割合
人口	11.1
出生	11.9
死亡	8.8
乳児死亡	8.9
新生児死亡	8.7
死産	12.0
周産期死亡	11.1
婚姻	14.1
離婚	10.8
自然増減	4.1

資料 総務部総務課

表3 人口動態、地域別比較（令和2年）

地域	出生	死亡	(再掲)	(再掲)	死産	(再掲)	婚姻	離婚
			乳児死亡	新生児死亡		周産期死亡		
総数	99 661	121 219	135	61	2 076	296	73 931	20 783
区部	72 621	80 955	97	40	1 520	203	57 796	14 873
市部	26 632	38 869	38	21	539	91	15 903	5 764
郡部	247	995	-	-	16	1	137	88
島部	161	400	-	-	1	1	95	58
総数	7.4	9.0	1.4	0.6	20.4	3.0	5.5	1.54
区部	7.8	8.7	1.3	0.6	20.5	2.8	6.2	1.61
市部	6.4	9.4	1.4	0.8	19.8	3.4	3.8	1.39
郡部	4.5	18.2	-	-	60.8	4.0	2.5	1.61
島部	6.7	16.5	-	-	6.2	6.2	3.9	2.40
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
区部	72.9	66.8	71.9	65.6	73.2	68.6	78.2	71.6
市部	26.7	32.1	28.1	34.4	26.0	30.7	21.5	27.7
郡部	0.2	0.8	-	-	0.8	0.3	0.2	0.4
島部	0.2	0.3	-	-	0.0	0.3	0.1	0.3

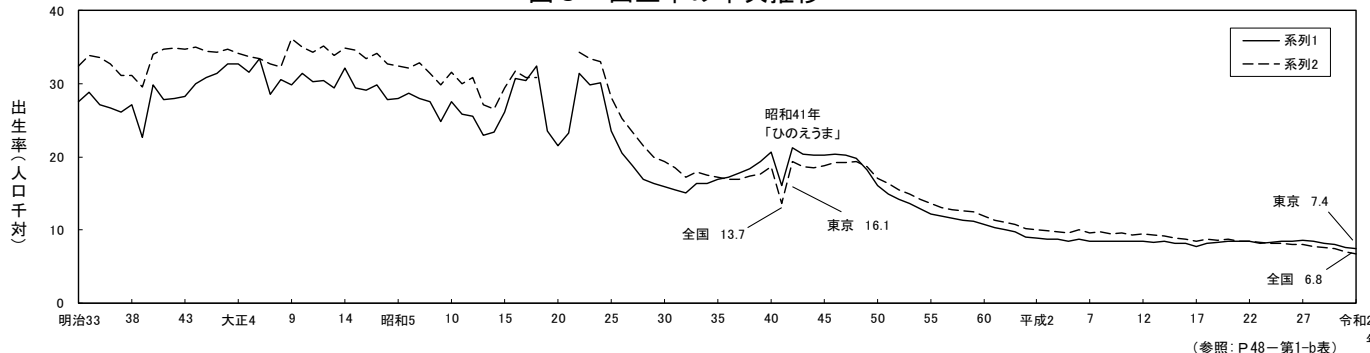
注 率の説明は表1に同じ。  
資料 総務部総務課

2 出生の動向

(1) 年次推移

図3は、東京都と全国との人口千人当たりの出生率を年次推移として表しています。東京都の年次推移を見ると、戦後の第一次ベビーブーム（昭和21年～昭和25年頃）までは、戦争期間中などを除いて、30前後で安定的に推移していました。その後は低下を続けましたが、昭和32年の15.1を底にして上昇に転じ、第二次ベビーブーム（昭和45年～昭和50年頃）までは、おおよそ15～20前後の間で推移していました。その後、低下傾向となり、昭和63年に9.8となって以降、一桁台が続いています。また、全国と比べると、昭和49年以降全国値を上回ることなく推移しましたが、平成24年に全国を上回り、令和2年も全国を上回りました。令和2年の出生数は、男51,169人、女48,492人、合計99,661人で、前年と比較して2,157人減少しました。出生率は7.4で前年の7.6より低下しました。

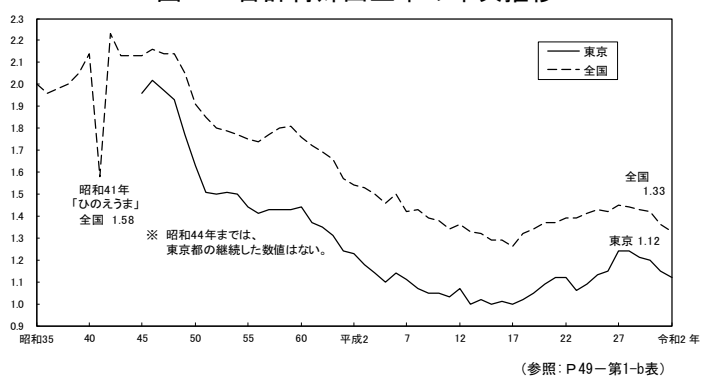
図3 出生率の年次推移



(2) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が、仮にその年の年齢別出生率で一生涯の間に生むとした時の子供の数を表す指標です。図4は、この合計特殊出生率の年次推移を表したものです。昭和47年から低下傾向となり、平成13年には1.00まで低下し、以降は増減を繰り返しています。令和2年は、東京都は1.12で前年の1.15より低下しました。また、全国は1.33で、前年の1.36より低下しました。

図4 合計特殊出生率の年次推移



(3) 出生順位

表4及び図5は、出生順位別の出生数・出生割合の年次推移です。

これによると、昭和45年から昭和60年までは、第2子の出生割合が約40%ありましたが、その後、出生総数の減少とともに35%前後まで低下し、第1子の割合が50%を超えています。

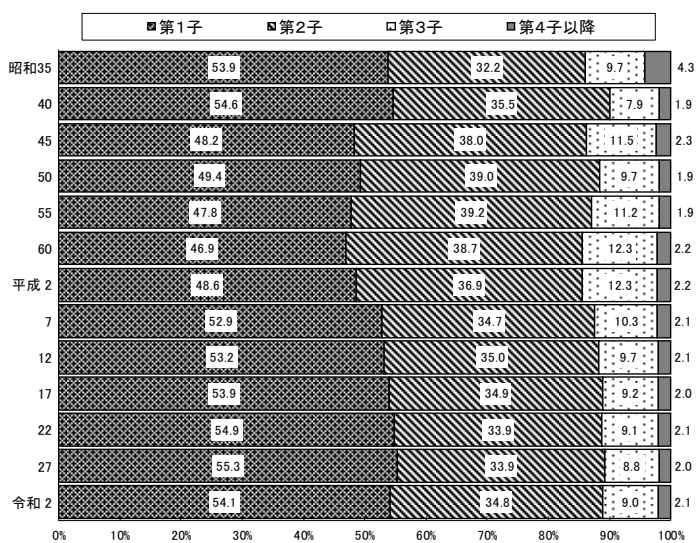
表4 出生数、出生順位・年次別

年次	総数	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子	第6子以降	不詳
昭和35年	164 826	88 762	53 070	15 916	4 201	1 619	1 253	5
40	225 492	123 115	80 136	17 868	3 135	770	457	11
45	229 687	110 745	87 186	26 404	4 086	832	434	-
50	186 701	92 145	72 856	18 101	2 666	587	346	-
55	139 953	66 931	54 797	15 621	2 025	379	200	-
60	126 178	59 116	48 809	15 524	2 202	378	149	-
平成2年	103 983	50 514	38 353	12 806	1 935	280	95	-
7	96 823	51 174	33 618	9 950	1 664	320	97	-
12	100 209	53 313	35 120	9 714	1 602	343	117	-
17	96 542	52 039	33 696	8 852	1 522	322	111	-
22	108 135	59 342	36 648	9 868	1 726	396	155	-
27	113 194	62 592	38 352	10 015	1 739	332	164	-
令和2年	99 661	53 913	34 663	9 010	1 573	359	143	-

資料 総務部総務課

(参照：P59-第6表)

図5 出生順位別出生割合の年次推移



(参照：P59-第6表)

(4) 母の年齢（5歳階級）と出生率

表5は、母の年齢階級別の出生率を年次別に表したものです。

これによると、昭和40年以降平成2年までは、25歳～29歳の出生率が最も高く、30歳～34歳は2番目でしたが、平成7年以降は30歳～34歳が逆転しています。

また、平成2年以降を見ていくと、35歳～44歳が上昇傾向にあり、より晩産化の傾向が進んでいると言えます。

(5) 母の年齢（5歳階級）と出生順位

表6は、平成30年から令和2年までの母の年齢階級別出生率を出生順位別に表したものです。

出生順位を年齢階級別に見ると、第1子の出生率は30歳～34歳が最も高く、次に25歳～29歳、3番目に35歳～39歳となっています。

また、第2子も、30歳～34歳が最も高くなっており、第3子は、35歳～39歳が最も高くなっていきます。

(6) 出生場所と立会者

表7は、生まれた場所と出生に立ち会った者の割合を表したものです。

昭和30年は、施設内での出生は54.6%でしたが、その後年々上昇して、昭和60年は99.9%になりました。その後も99.5%以上の割合で推移し、令和2年は99.9%でした。これを施設別にみると、病院内で出生する割合が高く、令和2年では66.9%と、全体の3分の2以上を占めています。

助産所での出産は昭和35年以降減少し、平成2年の1.0を底に増減を繰り返していましたが、平成26年以降1.0を下回っています。令和2年は0.5で前年と同値でした。

表5 母の年齢階級別出生率、年次別

年次	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49
昭和40年	2.8	74.0	187.0	101.1	24.8	3.4	0.2
45	3.8	61.3	190.6	103.3	28.2	3.8	0.2
50	2.6	61.4	160.0	77.3	19.2	2.8	0.1
55	2.6	40.3	143.7	79.0	16.9	2.1	0.1
60	2.8	32.6	130.5	90.7	23.6	2.4	0.1
平成2年	2.7	24.6	93.3	89.0	27.2	3.4	0.1
7	2.2	21.5	75.1	81.9	29.9	3.8	0.1
12	3.6	19.7	64.7	78.8	35.2	5.1	0.1
17	3.4	19.0	56.3	74.1	40.1	6.8	0.2
22	2.9	18.2	57.0	83.9	51.3	10.9	0.3
26	2.9	15.4	53.3	86.6	59.2	13.8	0.5
27	2.4	14.5	56.4	93.8	65.0	15.2	0.5
30	1.9	12.4	52.3	92.4	65.4	15.8	0.6
令和元年	1.8	11.7	48.2	88.8	62.5	16.1	0.6
2	1.6	10.4	45.8	86.6	62.2	16.2	0.6

資料 総務部総務課

(参照：P58-第5表付表)

表6 母の年齢階級別出生率、年次・出生順位別

年次	出生順位	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49
平成30年	総数	1.9	12.4	50.5	94.3	65.9	16.3	0.6
	第1子	1.7	9.1	35.4	49.6	27.2	6.8	0.3
	第2子	0.2	2.7	12.3	35.1	28.4	6.9	0.2
	第3子	-	0.5	2.3	8.0	8.3	1.9	0.1
	第4子	-	0.0	0.4	1.3	1.5	0.4	0.0
	第5子以降	-	0.0	0.1	0.3	0.5	0.2	0.0
令和元年	総数	1.8	11.7	48.2	88.8	62.5	16.1	0.6
	第1子	1.6	8.7	34.3	47.0	25.9	6.8	0.3
	第2子	0.2	2.5	11.2	32.7	26.3	6.5	0.2
	第3子	0.0	0.5	2.2	7.5	8.4	2.1	0.0
	第4子	0.0	0.1	0.4	1.2	1.5	0.5	0.0
	第5子以降	-	0.0	0.1	0.3	0.5	0.2	0.0
令和2年	総数	1.6	10.4	45.8	86.6	62.2	16.2	0.6
	第1子	1.4	7.7	33.0	47.1	25.6	6.7	0.3
	第2子	0.1	2.3	10.5	31.3	26.1	6.7	0.2
	第3子	0.0	0.4	1.9	6.9	8.5	2.2	0.1
	第4子	-	0.0	0.3	1.0	1.5	0.5	0.0
	第5子以降	-	0.0	0.1	0.3	0.5	0.2	0.0

資料 総務部総務課

(参照：P80-第12表)

表7 場所別出生割合・立会者別出生割合、年次別

(単位%)

年次	総数	施設内				施設外			総数			施設内		施設外		
		総数	病院	診療所	助産所	総数	自宅	その他	医師	助産師	その他	医師	助産師	医師	助産師	その他
昭和30年	100.0	54.6	35.4	12.7	6.6	45.4	40.1	5.3	49.0	50.5	0.5	47.4	7.2	1.6	43.4	0.5
35	100.0	85.3	49.1	28.4	7.8	14.7	11.1	3.6	77.8	22.1	0.1	77.0	8.3	0.8	13.8	0.1
40	100.0	96.5	51.7	38.7	6.1	3.5	2.0	1.6	89.8	10.2	0.1	89.5	6.9	0.2	3.3	0.1
45	100.0	98.9	55.4	39.0	4.4	1.1	0.6	0.5	93.7	6.3	0.1	93.5	5.4	0.2	0.9	0.1
50	100.0	99.6	59.3	37.3	3.0	0.4	0.2	0.2	94.9	5.1	0.0	94.8	4.8	0.1	0.3	0.1
55	100.0	99.8	64.9	33.1	1.7	0.2	0.1	0.1	96.2	3.8	0.0	96.1	3.6	0.1	0.1	0.0
60	100.0	99.9	66.5	32.8	1.4	0.1	0.1	0.0	96.0	3.9	0.0	96.0	3.9	0.1	0.1	0.0
平成2年	100.0	99.9	66.4	32.5	1.0	0.1	0.1	0.0	97.4	2.6	0.0	97.3	2.5	0.0	0.1	0.0
7	100.0	99.8	66.5	31.9	1.3	0.2	0.2	0.0	96.8	3.2	0.0	96.7	3.0	0.1	0.1	0.0
12	100.0	99.7	67.1	31.1	1.5	0.3	0.3	0.0	95.9	4.0	0.0	95.9	3.8	0.1	0.2	0.0
17	100.0	99.5	66.3	31.5	1.7	0.5	0.4	0.0	93.6	6.4	0.0	93.5	6.0	0.1	0.4	0.0
22	100.0	99.6	66.3	32.1	1.3	0.4	0.3	0.0	91.5	8.4	0.0	91.5	8.2	0.1	0.3	0.0
26	100.0	99.8	66.7	32.2	0.9	0.2	0.2	0.0	92.2	7.8	0.0	92.1	7.7	0.0	0.1	0.0
27	100.0	99.8	66.8	32.2	0.8	0.2	0.1	0.0	92.0	8.0	0.0	92.0	7.9	0.0	0.1	0.0
30	100.0	99.9	69.0	30.3	0.6	0.1	0.1	0.0	93.0	6.9	0.0	93.0	6.9	0.0	0.0	0.0
令和元	100.0	99.9	68.5	30.9	0.5	0.1	0.1	0.0	93.1	6.8	0.0	93.1	6.8	0.0	0.1	0.0
2	100.0	99.9	66.9	32.5	0.5	0.1	0.1	0.0	93.4	6.5	0.0	93.4	6.5	0.0	0.1	0.0

資料 総務部総務課

(参照：P56—第4表)

(7) 出生時の体重

出生時の体重は、母体の健康状態等を反映する主要な指標の一つです。

表8は、出生時の体重別の構成比を表しています。令和2年は、男は3,000g～3,499g、女は2,500g～2,999gが最も多くなっています。男女とも2,500g～2,999g、3,000g～3,499g、3,500g～3,999gを合わせると全体の約9割を占めています。

また、低体重児(2,500g未満の出生児)の割合について、令和2年は、男7.8、女10.1で、男は0.4低下、女は0.2低下しました。平均値について、近年では低下傾向が見られましたが、令和2年は男3.05、女は2.96で、共に前年と同値となっています。

表8 体重別出生割合・平均値・低体重児割合、性・年次別

体 重	平成7										令和元									
	7	12	17	22	27	29	30	令和元	2	平成7	12	17	22	27	29	30	令和元	2		
	男										女									
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
1,000g未満	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	
1,000～1,499	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.4	0.5	0.4	0.4	0.5	
1,500～1,999	1.0	1.1	1.1	1.0	1.0	1.2	1.1	1.0	1.1	1.1	1.0	1.1	1.2	1.1	1.2	1.1	1.2	1.2	1.2	
2,000～2,499	5.3	6.0	6.5	6.5	6.2	6.1	6.3	6.5	6.0	6.0	6.9	7.8	8.6	8.8	8.5	8.4	8.4	8.4	8.2	
2,500～2,999	31.3	33.6	34.8	35.8	35.9	35.6	35.1	35.1	35.2	35.2	38.9	40.7	42.4	43.0	43.2	43.0	43.0	43.1	43.3	
3,000～3,499	45.9	44.5	44.1	43.6	44.0	44.2	44.3	44.3	44.6	44.6	41.9	40.1	39.0	38.4	38.4	38.8	39.2	38.7	38.8	
3,500～3,999	14.4	12.7	11.6	11.4	11.2	11.3	11.5	11.4	11.5	11.5	9.7	8.9	7.5	7.5	7.4	7.4	7.1	7.4	7.2	
4,000～4,499	1.4	1.2	1.1	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.5	0.5	0.5	
4,500～4,999	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
5,000g以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0.0	-	-	0.0	0.0	
体重不詳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
低体重児の割合	6.9	7.8	8.4	8.2	7.9	7.9	8.1	8.2	7.8	7.8	8.5	9.6	10.6	10.7	10.4	10.3	10.2	10.3	10.1	
平均値(kg)	3.1	3.1	3.1	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	

注 低体重児とは、出生時の体重が平成6年以前は2,500g以下の児を、平成7年以降は2,500g未満の児をいう。

資料 総務部総務課

(参照：P86—第14表)

3 死亡の動向

(1) 年次推移

図6は、東京都と全国の人口千人当たりの死亡率(粗死亡率)を年次推移として表しています。

東京都の死亡率は、明治、大正を通じて、おおむね18~24の間で推移してきましたが、昭和に入ってから低下傾向を示し、特に戦後はその傾向が一層進み、昭和38年には5を割る程度まで低下しました。

しかし、昭和50年以後、徐々に上昇傾向に転じて推移し、平成12年には7.1となりました。その後も増加の傾向で推移しており、令和2年には9.0となっています。

表9は、東京都と全国の年齢調整死亡率を表したものです。年齢調整死亡率とは、年齢構成の差を取り除いて比較する場合に用いられる死亡率です。

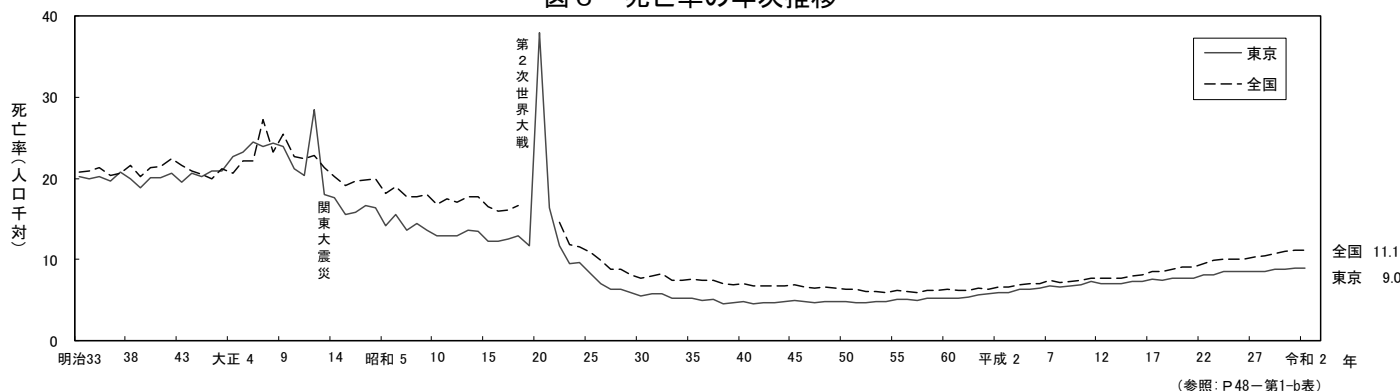
なお、平成7年から「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂」(以下「ICD-10」という。)を適用し、原死因選択ルールを明確化するとともに、死亡診断書(死体検案書)を改正したため、死因統計に影響を与えた可能性があります。

表9 粗・年齢調整死亡率、年次別

年次	粗死亡率		年齢調整死亡率 (人口千対)			
	東京	全国	東京		全国	
			男	女	男	女
昭和45年	5.0	6.9	11.2	7.8	12.3	8.2
50	4.8	6.3	9.5	6.4	10.4	6.9
55	5.1	6.2	8.6	5.5	9.2	5.8
60	5.3	6.3	7.7	4.7	8.1	4.8
平成2年	6.0	6.7	7.4	4.2	7.5	4.2
7	6.8	7.4	7.1	3.9	7.2	3.8
12	7.1	7.7	6.2	3.3	6.3	3.2
17	7.6	8.6	5.7	3.0	5.9	3.0
22	8.1	9.5	5.4	2.7	5.4	2.7
26	8.5	10.1	4.8	2.5	5.0	2.6
27	8.5	10.3	4.7	2.5	4.9	2.5
29	8.8	10.8	4.6	2.4	4.7	2.5
30	8.9	11.0	4.5	2.4	4.6	2.5
令和元年	9.0	11.2	4.5	2.3	4.6	2.4
2	9.0	11.2	12.7	7.2	13.3	7.2

注 年齢調整死亡率について、令和元年以前は昭和60年モデル人口を用いている  
資料 総務部総務課

図6 死亡率の年次推移



(2) 主要死因

ア 主要死因の年次推移

令和2年の東京都の主要死因別死亡数及び死亡率は、表10のとおりです。

図7はこの死因別の構成比を表したものです。これによると、令和2年は悪性新生物<腫瘍>、心疾患、脳血管疾患のいわゆる三大疾病が全体の死亡数の52.9%を占めています。図8は主要死因別死亡率の年次推移を、表11は主要死因1位から5位までの年次推移を表しています。死因分類の改正により、年次推移に完全な内容の一致をみることはできませんが、戦前及び戦後数年間は、結核、肺炎・気管支炎などの感染性疾患が死亡の上位を占めていました。その後、衛生状態の改善や保健医療水準の向上等により死因も大きく変化し、現在では悪性新生物<腫瘍>及び心疾患が上位を占めています。

図7 主要死因の割合

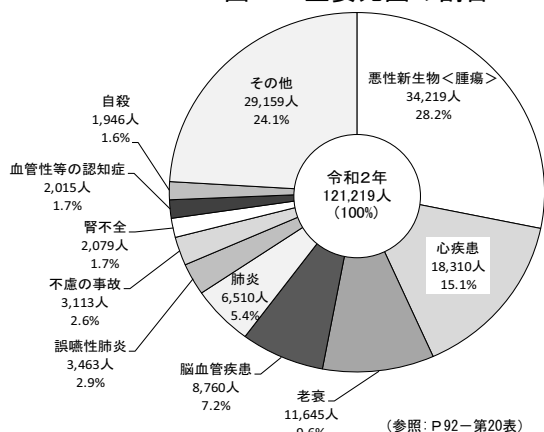


図8 主要死因別死亡率の年次推移

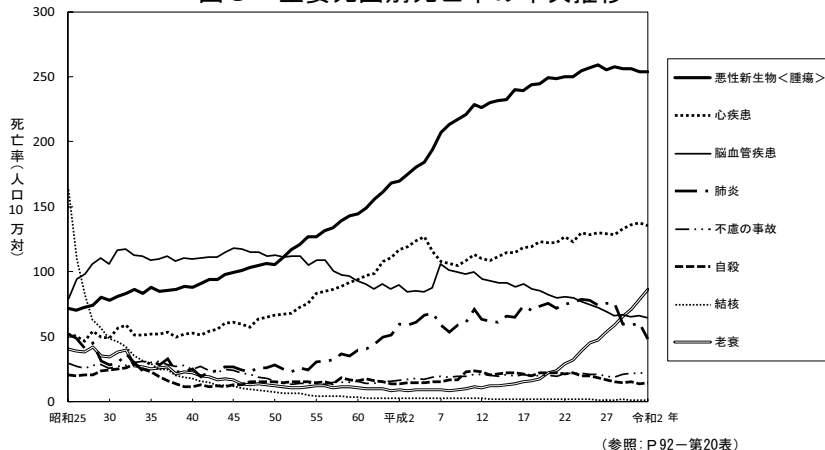


表10 主要死因別死亡数・率(人口10万対)

死 因	令 和 2 年		令 和 元 年		対前年増減数	対前年増減率 (%)
	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率		
全 死 因	121 219	899.0	120 870	901.7	349	0.3
悪性新生物<腫瘍>	34 219	253.8	34 082	254.2	137	0.4
心 疾	18 310	135.8	18 473	137.8	△ 163	△ 0.9
老 衰	11 645	86.4	10 534	78.6	1 111	10.5
脳 血 管 疾 患	8 760	65.0	8 873	66.2	△ 113	△ 1.3
肺 炎	6 510	48.3	8 158	60.9	△ 1 648	△ 20.2
誤 嚥 性 肺 炎	3 463	25.7	2 991	22.3	472	15.8
不 慮 の 事 故	3 113	23.1	2 914	21.7	199	6.8
腎 不 全	2 079	15.4	2 058	15.4	21	1.0
自 殺	2 015	14.9	1 920	14.3	95	4.9
肝 疾 患	1 946	14.4	1 827	13.6	119	6.5

資料 総務部総務課

(参照：P92—第20表)

表11 死因順位の年次推移

年 次	第 1 位	第 2 位	第 3 位	第 4 位	第 5 位
1923 大正12年	全 結 核	胃 腸 炎	肺 炎	腎 臓 疾 患	脳 血 管 疾 患
1926 昭和元年	全 結 核	胃 腸 炎	肺 炎	腎 臓 疾 患	脳 血 管 疾 患
1930 5	全 結 核	肺 炎	脳 血 管 疾 患	先 天 性 弱 質	腎 臓 疾 患
35 10	全 結 核	肺 炎	脳 血 管 疾 患	先 天 性 弱 質	腎 臓 疾 患
40 15	全 結 核	肺 炎	脳 血 管 疾 患	先 天 性 弱 質	腎 臓 疾 患
50 25	全 結 核	肺 炎	脳 血 管 疾 患	先 天 性 弱 質	腎 臓 疾 患
55 30	全 結 核	肺 炎	脳 血 管 疾 患	先 天 性 弱 質	腎 臓 疾 患
60 35	全 結 核	肺 炎	脳 血 管 疾 患	先 天 性 弱 質	腎 臓 疾 患
65 40	全 結 核	肺 炎	脳 血 管 疾 患	先 天 性 弱 質	腎 臓 疾 患
1970 45	脳 血 管 疾 患	悪 性 新 生 物	心 心 心	肺 炎	不 慮 の 事 故
71 46	脳 血 管 疾 患	悪 性 新 生 物	心 心 心	肺 炎	不 慮 の 事 故
72 47	脳 血 管 疾 患	悪 性 新 生 物	心 心 心	肺 炎	不 慮 の 事 故
73 48	脳 血 管 疾 患	悪 性 新 生 物	心 心 心	肺 炎	不 慮 の 事 故
74 49	脳 血 管 疾 患	悪 性 新 生 物	心 心 心	肺 炎	不 慮 の 事 故
75 50	脳 血 管 疾 患	悪 性 新 生 物	心 心 心	肺 炎	不 慮 の 事 故
76 51	脳 血 管 疾 患	悪 性 新 生 物	心 心 心	肺 炎	不 慮 の 事 故
77 52	脳 血 管 疾 患	悪 性 新 生 物	心 心 心	肺 炎	不 慮 の 事 故
78 53	脳 血 管 疾 患	悪 性 新 生 物	心 心 心	肺 炎	不 慮 の 事 故
79 54	脳 血 管 疾 患	悪 性 新 生 物	心 心 心	肺 炎	不 慮 の 事 故
1980 55	悪 性 新 生 物	脳 血 管 疾 患	心 心 心	肺 炎	自 自 自 自 自
81 56	悪 性 新 生 物	脳 血 管 疾 患	心 心 心	肺 炎	自 自 自 自 自
82 57	悪 性 新 生 物	脳 血 管 疾 患	心 心 心	肺 炎	自 自 自 自 自
83 58	悪 性 新 生 物	脳 血 管 疾 患	心 心 心	肺 炎	自 自 自 自 自
84 59	悪 性 新 生 物	脳 血 管 疾 患	心 心 心	肺 炎	自 自 自 自 自
85 60	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	自 自 自 自 自
86 61	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	自 自 自 自 自
87 62	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	自 自 自 自 自
88 63	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	自 自 自 自 自
89 平成元年	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	自 自 自 自 自
1990 2	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	不 慮 の 事 故
91 3	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	不 慮 の 事 故
92 4	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	不 慮 の 事 故
93 5	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	不 慮 の 事 故
94 6	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	不 慮 の 事 故
95 7	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	不 慮 の 事 故
96 8	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	不 慮 の 事 故
97 9	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	不 慮 の 事 故
98 10	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	不 慮 の 事 故
99 11	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	不 慮 の 事 故
2000 12	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	自 自 自 自 自
01 13	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	自 自 自 自 自
02 14	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	自 自 自 自 自
03 15	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	自 自 自 自 自
04 16	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	自 自 自 自 自
05 17	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	自 自 自 自 自
06 18	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	自 自 自 自 自
07 19	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	自 自 自 自 自
08 20	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	自 自 自 自 自
09 21	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	自 自 自 自 自
2010 22	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	老 老 老 老 老
11 23	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	老 老 老 老 老
12 24	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	老 老 老 老 老
13 25	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	老 老 老 老 老
14 26	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	老 老 老 老 老
15 27	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	老 老 老 老 老
16 28	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	老 老 老 老 老
17 29	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	老 老 老 老 老
18 30	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	老 老 老 老 老
19 令和元	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	老 老 老 老 老
2020 2	悪 性 新 生 物	心 心 心	脳 血 管 疾 患	肺 炎	老 老 老 老 老

資料 総務部総務課

(参照：P128—第27表)

## イ 悪性新生物<腫瘍>

悪性新生物<腫瘍>による死亡は年々増加し、昭和52年に死因の第1位となりました。令和2年の死亡数は34,219人で、前年の34,082人より137人減少し、全死因中に占める割合は28.2%でした。人口10万人当たりの死亡率は253.8で、前年の254.2より低下しました。

表12は、悪性新生物<腫瘍>の性別、部位別の死亡率及び構成比の年次推移です。死亡率を性別で見ると、ほぼ横ばいで推移しています。部位別では、男性は「気管、気管支及び肺」が一番高くなっています。女性は「その他」を除くと、「気管、気管支及び肺」が一番高くなっています。

表12 悪性新生物<腫瘍>死亡率・割合、性・部位・年次別

死 因	男					女				
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
	死亡率（人口10万対）									
総数	305.0	306.1	301.6	301.0	297.2	211.4	208.2	211.6	209.0	211.8
食道	15.4	16.6	16.2	15.1	15.1	3.6	3.4	3.3	3.7	3.7
胃	40.3	39.5	39.3	35.3	35.8	20.1	19.7	19.0	18.7	17.2
結腸	25.2	26.4	26.4	25.0	25.2	23.0	23.2	23.8	23.5	23.4
直腸S状結腸移行部及び直腸	14.3	13.9	13.8	14.4	13.8	8.2	7.5	7.3	7.8	7.1
肝及び肝内胆管	22.0	21.7	20.9	21.4	20.0	11.5	10.7	10.1	9.8	10.3
胆のう及びその他の胆道	11.7	11.5	11.9	12.6	11.0	10.4	10.6	10.8	9.6	9.3
膵	24.1	25.2	24.2	25.0	26.8	22.7	22.6	24.0	24.4	26.0
気管、気管支及び肺	69.3	69.9	69.4	70.6	67.4	31.3	31.3	31.1	30.6	30.6
乳房	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	22.1	23.1	24.3	23.1	23.5
子宮	・	・	・	・	・	9.2	9.3	10.4	9.6	10.3
前立腺	18.8	17.5	18.0	18.7	18.3	・	・	・	・	・
白血病	7.2	7.0	7.3	7.4	7.2	3.9	4.1	4.2	4.0	4.6
その他	56.6	56.8	54.0	55.4	56.3	45.4	42.8	43.2	44.1	45.8
	割 合（%）									
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
食道	5.0	5.4	5.4	5.0	5.1	1.7	1.6	1.5	1.8	1.7
胃	13.2	12.9	13.0	11.7	12.1	9.5	9.4	9.0	9.0	8.1
結腸	8.3	8.6	8.8	8.3	8.5	10.9	11.1	11.3	11.2	11.1
直腸S状結腸移行部及び直腸	4.7	4.5	4.6	4.8	4.6	3.9	3.6	3.5	3.7	3.4
肝及び肝内胆管	7.2	7.1	6.9	7.1	6.7	5.4	5.1	4.8	4.7	4.9
胆のう及びその他の胆道	3.8	3.8	4.0	4.2	3.7	4.9	5.1	5.1	4.6	4.4
膵	7.9	8.2	8.0	8.3	9.0	10.7	10.8	11.3	11.7	12.3
気管、気管支及び肺	22.7	22.8	23.0	23.4	22.7	14.8	15.0	14.7	14.6	14.4
乳房	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	10.4	11.1	11.5	11.1	11.1
子宮	・	・	・	・	・	4.3	4.5	4.9	4.6	4.8
前立腺	6.2	5.7	6.0	6.2	6.1	・	・	・	・	・
白血病	2.4	2.3	2.4	2.5	2.4	1.8	2.0	2.0	1.9	2.2
その他	18.6	18.6	17.9	18.4	18.9	21.5	20.6	20.4	21.1	21.6

資料 総務部総務課

(参照：P110-第26表)

## ウ 心疾患

ここでいう心疾患とは、虚血性心疾患、心不全等を含み、高血圧性心疾患は含みません。令和2年の心疾患の死亡数は18,310人で、前年の18,473人より163人減少し、死亡率は135.8で前年の137.8より低下しました。死因順位では昭和60年以降、脳血管疾患に替わり第2位となっています。

## エ 老衰

令和2年の老衰による死亡数は11,645人で、前年の10,534人より1,111人増加し、死亡率は86.4で前年の78.6より上昇しました。死因順位では平成20年に第5位となって以降、平成29年には第4位、平成30年からは脳血管疾患に替わり第3位となっています。

## オ 脳血管疾患

令和2年の脳血管疾患による死亡数は8,760人で、前年の8,873人より113人減少し、死亡率は65.0で前年の66.2より低下しました。年次推移を見ると、昭和30年以降は全結核に替わって死亡順位の第1位を占め、昭和52年に第2位、昭和60年には第3位、平成24年には第4位、平成29年に第3位となりましたが、平成30年からは第4位となっています。

カ 肺炎

令和2年の肺炎による死亡数は6,510人で、前年の8,158人より1,648人減少し、死亡率は48.3で前年の60.9より低下しました。死因順位では平成24年に、脳血管疾患に替わり第3位となりましたが、平成29年からは第5位となっています。

キ 自殺

令和2年の自殺による死亡数は2,015人で、前年の1,920人より95人増加し、死亡率は14.9で前年の14.3より減少しました。死因順位は、平成30年は第8位、令和元年は第10位、令和2年は第9位となっています。

4 乳児死亡の動向

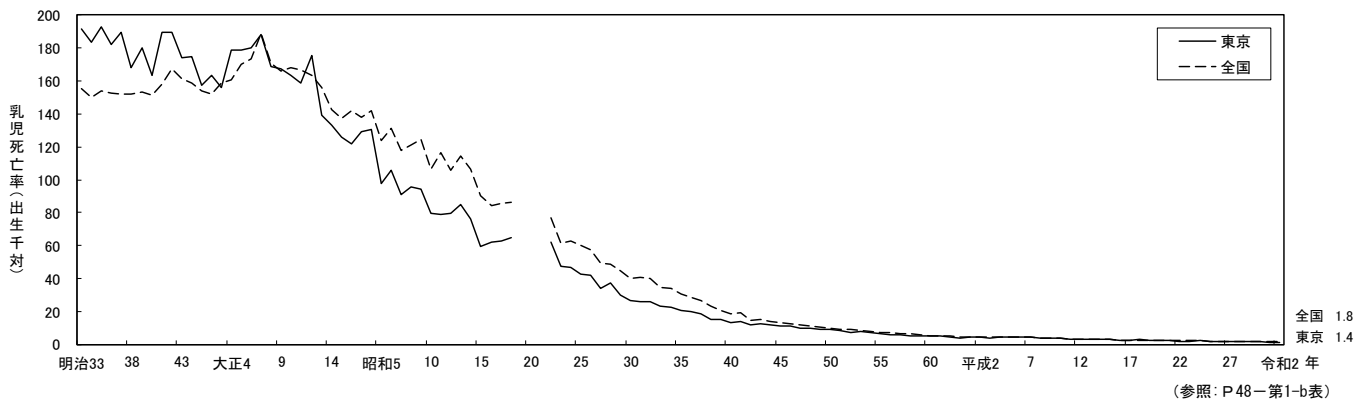
(1) 年次推移

生後1年未満の死亡を乳児死亡といい、乳児死亡率は出生千人当たりの乳児死亡数で表します。乳児の生存は母体の健康状態、養育条件等の影響を強く受けるため、乳児死亡率は、母をめぐる生活環境、保健医療状況を表す指標の一つと考えられています。

図9は、東京都と全国との乳児死亡率の年次推移を表しています。乳児死亡率は、大正12年までは、150を超える高い率で推移していました。しかし、大正13年から低下し始め、昭和48年には10を下回りました。

令和2年の乳児死亡数は135人で、前年の146人より11人減少し、乳児死亡率は1.4で前年と同値でした。平成16年以降は継続して3.0を下回っています。

図9 乳児死亡率の年次推移



(2) 生存期間と乳児死亡

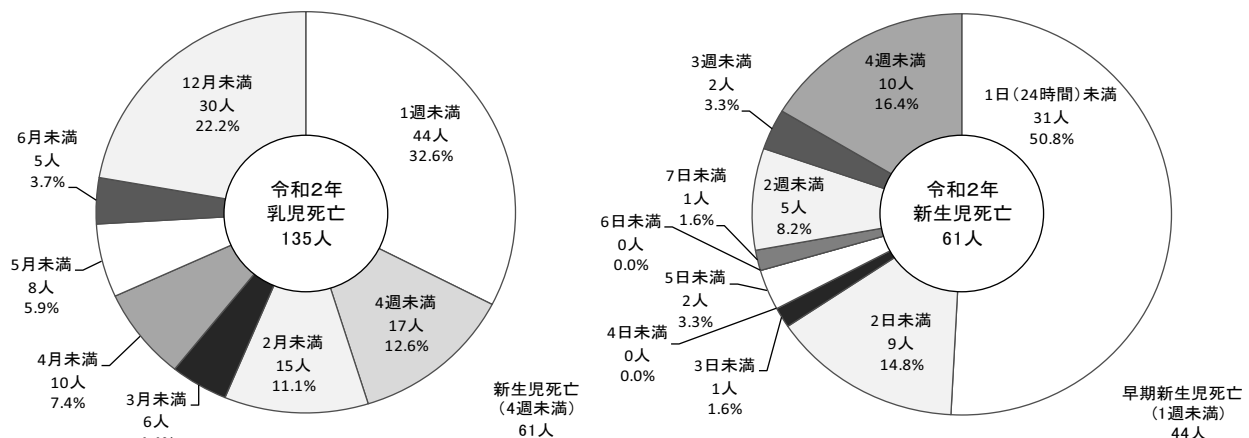
図10は、乳児死亡と新生児死亡の生存期間別構成比を表しています。

乳児死亡に対して、新生児死亡(生後4週未満の死亡)が45.2%を占め、特に早期新生児死亡(生後1週未満の死亡)が32.6%を占めています。

また、早期新生児死亡が新生児死亡の72.1%を占めています。

新生児死亡を生存日数ごとに見ると、生後24時間未満の死亡割合が50.8%、続いて4週未満による死亡割合が16.4%となっています。

図10 乳児・新生児死亡の生存期間別割合





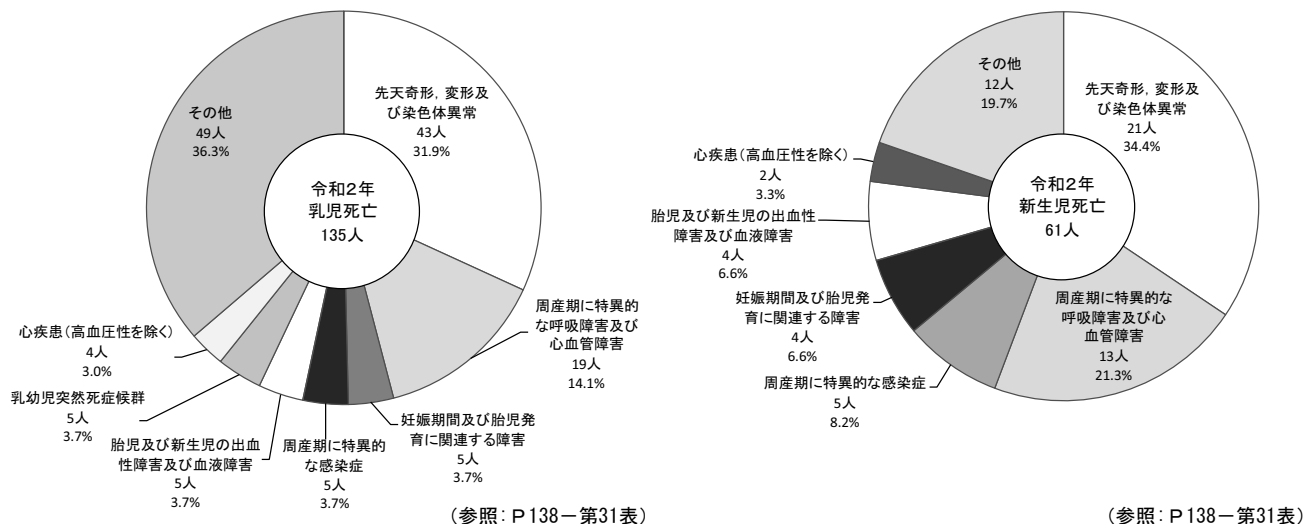
### (3) 乳児死亡と死因

図11は、乳児死亡と新生児死亡の死因順位で見た主要死因について、その構成比を表しています。

最も多い死因は「先天奇形、変形及び染色体異常」で、乳児死亡では31.9%、新生児死亡では34.4%を占めています。

なお、WHOの勧告により、生後7日未満の新生児死亡は児側病態のみが、7日以上は原死因が選ばれています。

図 11 乳児・新生児死亡の原因



## 5 死産の動向

人口動態調査でいう死産は、「死産の届出に関する規程」(昭和21年厚生省令第42号)により、妊娠満12週(第4月)以降の死産の出産とされ、自然死産と人工死産とに分けられています。人工死産とは、胎児の母体内の生存が確実な時に人工的処置を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産となります。

死産届は満12週(第4月)以降の死産のみを提出の対象としており、人工妊娠中絶の大部分を占める満11週以前の数は、人口動態調査上、死産には含まれていません。

また、死産の定義や人工妊娠中絶を実施できる時期が数回にわたり改正されているため、年次推移を観察する場合は、注意が必要です。

### (1) 年次推移

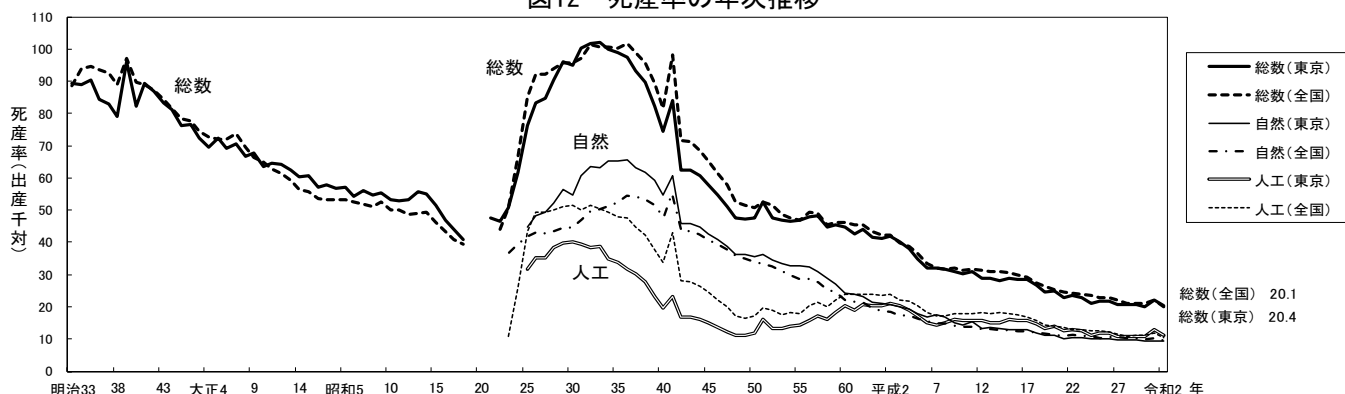
図12は、東京都と全国の死産率の年次推移を表しています。死産率は出産(出生数+死産数)千人当たりの死産数で表します。

東京都の死産率は明治33年以降低下傾向で推移してきましたが、終戦直後から死産率は上昇し、昭和31年から昭和33年にかけて100を超え、その後は低下傾向にありましたが、近年では、わずかに増減を繰り返しています。

令和2年の死産数は2,076胎で、前年の2,303胎より227胎減少し、死産率は20.4で前年の22.1より低下しました。

自然・人工別に見ると、平成2年及び平成3年は人工死産数が自然死産数を上回りましたが、その他の年では全て自然死産数が上回っていました。しかし、平成9年から再び人工死産数が上回り、令和2年は人工死産が166胎上回っています。

図12 死産率の年次推移



## (2) 妊娠期間と死産

表13は、死産を自然、人工に分けて、それぞれの妊娠期間別の構成比を表しています。

令和2年の割合を見ると、自然死産は妊娠満12週～23週（第4月～6月）が77.4%を占めています。一方、人工死産は、満12週～23週（第4月～6月）で100%を占めています。

表13 妊娠期間別死産割合、自然－人工・年次別

(単位 %)										
年次	総数	満12～15週 (第4月)	満16～19週 (第5月)	満20～23週 (第6月)	満24～27週 (第7月)	満28～31週 (第8月)	満32～35週 (第9月)	満36～39週 (第10月)	満40週以上 (第11月～)	不詳
<b>総数</b>										
昭和35年	100.0	9.4	22.4	27.6	15.6	6.6	3.9	14.3	0.3	-
40	100.0	9.3	26.6	26.8	13.3	5.9	4.0	13.9	0.3	-
45	100.0	12.5	27.9	24.8	13.3	5.0	4.0	12.2	0.3	-
50	100.0	19.9	28.9	20.9	10.8	4.0	4.0	11.1	0.4	-
55	100.0	26.0	29.6	23.4	6.0	3.4	3.4	4.9	3.1	0.1
60	100.0	30.8	31.1	22.4	4.7	2.7	2.9	3.4	1.8	0.1
平成 2年	100.0	35.1	32.3	20.4	3.6	2.5	2.2	2.9	1.1	-
7	100.0	34.3	31.8	19.2	4.6	3.0	3.0	2.8	1.3	-
12	100.0	37.6	32.9	17.7	3.6	2.1	2.2	2.9	1.1	0.0
17	100.0	39.6	32.2	17.2	3.0	2.0	2.5	2.6	0.7	-
22	100.0	40.2	30.4	18.0	3.2	1.7	2.7	2.8	0.9	-
26	100.0	38.5	30.6	20.2	3.0	2.2	2.1	2.8	0.7	-
27	100.0	35.6	33.3	20.2	2.7	1.7	2.4	3.1	1.0	-
29	100.0	35.0	32.5	21.1	3.7	2.0	2.0	3.0	0.7	-
30	100.0	37.4	32.1	20.4	3.1	1.9	1.9	2.5	0.6	0.0
令和元	100.0	39.6	31.6	19.1	2.6	1.9	1.9	2.6	0.7	0.1
2	100.0	37.5	31.6	20.5	2.8	1.8	2.0	3.1	0.7	-
<b>自 然 死 産</b>										
昭和35年	100.0	7.3	17.8	22.7	15.5	9.2	5.7	21.3	0.5	-
40	100.0	7.4	22.9	24.4	13.2	7.6	5.3	18.7	0.4	-
45	100.0	10.0	24.3	23.1	13.8	6.6	5.4	16.4	0.5	-
50	100.0	16.7	26.0	19.9	11.7	5.3	5.3	14.7	0.5	-
55	100.0	20.6	26.9	22.5	8.5	4.9	4.9	7.0	4.5	-
60	100.0	25.5	26.9	19.3	8.5	4.8	5.3	6.3	3.4	0.1
平成 2年	100.0	25.5	28.0	21.8	7.0	5.1	4.5	5.8	2.1	0.1
7	100.0	26.8	26.8	19.7	8.3	5.4	5.3	5.2	2.5	-
12	100.0	25.3	30.7	18.0	7.7	4.6	4.8	6.4	2.3	0.1
17	100.0	29.2	30.4	16.6	6.5	4.5	5.5	5.8	1.6	-
22	100.0	30.4	28.5	15.7	6.8	3.8	6.1	6.4	2.1	0.1
26	100.0	32.2	27.9	16.7	6.4	4.7	4.5	6.1	1.5	-
27	100.0	30.4	32.3	14.3	5.7	3.7	5.1	6.6	2.0	-
29	100.0	30.9	29.0	16.1	7.8	4.3	4.3	6.2	1.5	-
30	100.0	35.7	28.0	14.3	6.9	4.2	4.1	5.5	1.4	0.1
令和元	100.0	29.1	33.3	14.4	6.1	4.5	4.5	6.1	1.8	0.3
2	100.0	34.1	28.9	14.3	6.1	3.9	4.3	6.8	1.6	-
<b>人 工 死 産</b>										
昭和35年	100.0	13.4	31.1	36.9	15.7	1.4	0.4	1.0	-	-
40	100.0	14.4	36.7	33.3	13.5	1.0	0.5	0.5	-	-
45	100.0	19.4	38.1	29.6	12.1	0.4	0.2	0.3	-	-
50	100.0	29.6	37.5	24.1	8.2	0.3	0.1	0.3	-	-
55	100.0	38.2	35.8	25.5	0.3	-	0.1	-	-	-
60	100.0	37.3	36.3	26.0	0.2	0.2	0.1	-	-	-
平成 2年	100.0	44.2	36.6	19.0	0.2	-	-	-	-	-
7	100.0	43.4	37.8	18.6	0.2	-	0.1	-	-	-
12	100.0	47.8	34.6	17.4	0.2	-	-	-	-	-
17	100.0	48.4	33.7	17.8	0.1	-	-	-	-	-
22	100.0	47.9	31.9	19.9	0.3	-	-	-	-	-
26	100.0	43.9	32.8	23.2	-	-	-	-	-	-
27	100.0	40.2	34.1	25.7	-	-	-	-	-	-
29	100.0	38.8	35.6	25.6	-	-	-	-	-	-
30	100.0	38.9	35.6	25.5	-	-	-	-	-	-
令和元	100.0	47.2	30.3	22.5	-	-	-	-	-	-
2	100.0	40.4	33.8	25.8	-	-	-	-	-	-

## (3) 母の年齢と嫡出でない子の死産

表14は、母の年齢を24歳以下と25歳以上とに大別して（以下「母の年齢大別」という。）自然と人工別の死産割合を表したものです。

令和2年では、死産総数に対する人工死産の占める割合が54.0%で、自然死産のそれを上回っています。母の年齢大別で見ると、25歳以上の割合が自然死産で94.8%、人工死産で69.3%を占めています。

表14 母の年齢大別死産割合、自然－人工・年次別

年次	総数				自然死産				人工死産				割合		
	総数	～24	25～	不詳	総数	～24	25～	不詳	総数	～24	25～	不詳	総数	自然	人工
昭和35年	100.0	37.1	62.9	-	100.0	32.2	67.8	-	100.0	46.7	53.3	-	100.0	65.9	34.1
40	100.0	38.6	61.4	-	100.0	34.3	65.7	-	100.0	50.1	49.9	-	100.0	73.5	26.5
45	100.0	37.0	63.0	-	100.0	31.4	68.6	-	100.0	52.8	47.2	-	100.0	73.9	26.1
50	100.0	30.9	69.1	-	100.0	27.4	72.6	-	100.0	41.5	58.5	-	100.0	74.8	25.2
55	100.0	33.0	67.0	-	100.0	27.6	72.4	-	100.0	45.4	54.6	-	100.0	69.6	30.4
60	100.0	37.6	62.4	-	100.0	26.8	73.2	-	100.0	50.5	49.5	-	100.0	54.6	45.4
平成2年	100.0	41.3	58.7	-	100.0	27.7	72.3	-	100.0	54.6	45.4	-	100.0	49.5	50.5
7	100.0	33.0	67.0	-	100.0	20.2	79.8	-	100.0	48.4	51.6	-	100.0	54.7	45.3
12	100.0	33.8	66.2	-	100.0	19.7	80.3	-	100.0	45.5	54.5	-	100.0	45.5	54.5
17	100.0	27.3	72.7	-	100.0	11.4	88.6	-	100.0	40.6	59.4	-	100.0	45.5	54.5
22	100.0	21.7	78.2	0.0	100.0	6.9	93.0	0.1	100.0	33.4	66.6	-	100.0	44.2	55.8
26	100.0	19.5	80.5	-	100.0	4.9	95.1	-	100.0	32.0	68.0	-	100.0	46.1	53.9
27	100.0	17.8	82.2	-	100.0	4.6	95.4	-	100.0	29.8	70.2	-	100.0	47.5	52.5
29	100.0	16.6	83.4	-	100.0	4.7	95.3	-	100.0	27.5	72.5	-	100.0	47.7	52.3
30	100.0	17.3	82.7	-	100.0	4.4	95.6	-	100.0	28.1	71.9	-	100.0	45.8	54.2
令和元年	100.0	20.7	79.3	-	100.0	5.0	95.0	-	100.0	32.0	68.0	-	100.0	41.9	58.1
2	100.0	19.0	81.0	-	100.0	5.2	94.8	-	100.0	30.7	69.3	-	100.0	46.0	54.0

資料 総務部総務課

(参照:P155-第37表)

表15は、母の年齢大別の死産数のうち、嫡出でない子の割合を表したものです。

令和2年は24歳までの割合が87.6%で前年の89.1%より低下し、そのうち、自然死産で54.0%、人工死産で92.4%が嫡出でない子になっています。一方、25歳以上でも、嫡出でない子の割合は19.2%で前年の21.6%より低下し、そのうち、自然死産では6.9%、人工死産では33.6%となっています。

表15 死産数に含まれる嫡出でない子の割合、自然－人工・母の年齢大別・年次別

年次	総数				自然死産				人工死産			
	総数	～24	25～	不詳	総数	～24	25～	不詳	総数	～24	25～	不詳
昭和35年	30.3	51.9	17.6	-	22.2	41.7	12.9	-	46.2	65.6	29.1	-
40	29.4	51.8	15.4	-	22.2	41.8	12.0	-	49.1	70.4	27.5	-
45	32.2	59.7	18.1	-	23.9	49.7	12.0	-	56.0	76.7	32.9	-
50	30.9	58.9	18.3	-	23.5	49.1	13.9	-	52.8	78.1	34.8	-
55	40.0	75.0	22.8	-	29.0	63.6	15.9	-	65.2	90.8	44.0	-
60	46.2	80.1	25.8	-	28.3	62.8	15.6	-	67.8	91.1	44.0	-
平成2年	52.1	84.7	29.3	-	29.3	65.8	15.3	-	74.5	94.0	51.0	-
7	46.9	78.6	27.2	-	26.7	61.4	13.6	-	70.1	88.8	52.5	-
12	48.6	83.6	30.7	-	23.3	59.1	14.5	-	69.7	92.5	50.7	-
17	43.4	80.5	28.9	-	16.3	50.9	11.6	-	65.8	87.6	50.4	-
22	37.5	85.6	24.1	100.0	11.1	51.9	8.0	100.0	58.3	91.1	41.8	-
26	32.8	88.5	19.3	-	9.0	55.4	6.6	-	53.3	92.9	34.6	-
27	30.4	87.2	18.1	-	8.0	49.1	6.0	-	50.8	92.6	33.0	-
29	30.1	89.8	18.2	-	8.9	49.0	7.0	-	49.4	96.1	31.7	-
30	31.1	86.1	19.6	-	9.0	52.3	7.1	-	49.7	90.5	33.7	-
令和元年	35.6	89.1	21.6	-	7.5	52.1	5.1	-	55.9	93.2	38.3	-
2	32.2	87.6	19.2	-	9.3	54.0	6.9	-	51.7	92.4	33.6	-

資料 総務部総務課

(参照:P162-第39表、P166-第40表)

## (4) 死産の原因

死産の原因については、平成7年から ICD-10が適用され、原死因を選ぶ方法ではなく、児側の病態と母側の病態の両面から観察しています。

令和2年の死産全体の原因について、児側病態からみると「周産期に発生した病態」が43.4%、母側病態からみると「現在の妊娠とは無関係の場合もありうる母体の病態」が48.3%を占めています。(参照:P166-第41表)

**6 周産期死亡の動向**

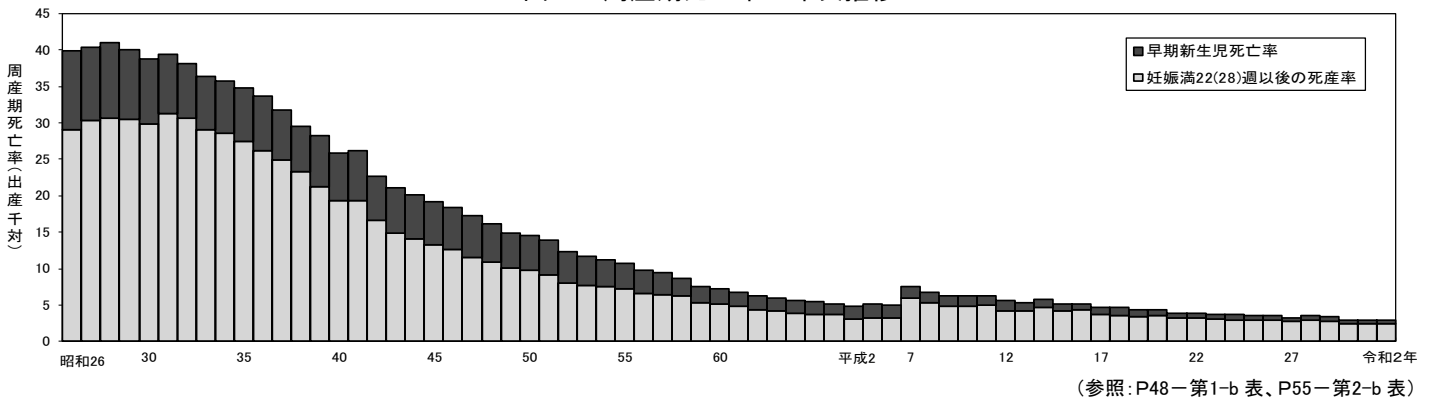
周産期死亡は、平成7年から、妊娠満22週以後の死産と早期新生児死亡（生後1週未満）を合わせたものになりました。周産期死亡率は出産（出生数＋妊娠満22週以後の死産数）千人当たりの周産期死亡数で表します。周産期死亡率は、母体の健康状態に強く影響を受ける、妊娠満22週以後の死産と早期新生児死亡を合わせて観察するもので、母子保健上の指標の一つとされています。

**(1) 年次推移**

図13及び表16は、東京都の周産期死亡率の年次推移を表しています。前述のとおり、平成7年から周産期死亡の定義が変わったため、単純な年次推移は見ることはできませんが、平成7年は7.5で、令和2年は3.0となっています。

また、早期新生児死亡率は、昭和30年は8.9でしたが、以後徐々に減少を続け、令和2年は0.4となっています。

**図13 周産期死亡率の年次推移**



**表16 周産期死亡率、妊娠期間・生存期間・年次別**

年次	周産期死亡率	妊娠満22週以後の死産							早期新生児死亡							
		総数	妊娠期間						総数	生存期間						
			満22 ～23週	満24 ～27週	満28 ～31週	満32 ～35週	満36 ～39週	満40週 ～		1日 未満	1日	2日	3日	4日	5日	6日
昭和30年	38.8	29.9	...	...	8.09	5.57	16.01	0.19	8.9	2.34	1.86	1.22	0.94	0.85	0.89	0.80
35	34.8	27.5	...	...	7.18	4.25	15.72	0.35	7.3	2.05	1.65	1.21	0.69	0.56	0.53	0.56
40	25.8	19.3	...	...	4.73	3.20	11.14	0.26	6.5	2.02	1.49	1.09	0.58	0.50	0.41	0.33
45	19.1	13.2	...	...	3.05	2.46	7.46	0.21	5.9	2.01	1.37	1.02	0.56	0.32	0.35	0.21
50	14.5	9.7	...	...	2.01	2.01	5.54	0.18	4.8	2.02	1.17	0.69	0.37	0.27	0.14	0.14
55	10.7	7.3	...	...	1.68	1.69	2.40	1.54	3.4	1.58	0.65	0.42	0.22	0.16	0.18	0.14
60	7.3	5.1	...	...	1.27	1.36	1.61	0.86	2.2	1.19	0.39	0.27	0.14	0.09	0.10	0.03
平成2年	5.4	3.8	...	...	1.11	0.98	1.26	0.46	1.6	0.93	0.30	0.09	0.09	0.03	0.07	0.10
7	7.5	6.0	1.18	1.52	0.97	0.97	0.92	0.44	1.5	0.70	0.30	0.08	0.08	0.17	0.06	0.09
12	5.6	4.2	0.67	1.07	0.63	0.66	0.86	0.32	1.4	0.78	0.22	0.11	0.11	0.08	0.08	0.05
17	4.8	3.8	0.61	0.89	0.60	0.73	0.77	0.22	0.9	0.61	0.16	0.07	0.03	0.02	0.03	0.02
22	3.9	3.2	0.54	0.76	0.41	0.65	0.67	0.22	0.7	0.48	0.04	0.06	0.02	0.03	0.03	0.02
27	3.2	2.7	0.40	0.57	0.37	0.51	0.66	0.20	0.5	0.41	0.05	0.04	0.01	-	0.02	0.01
28	3.6	2.9	0.40	0.71	0.48	0.51	0.66	0.11	0.7	0.47	0.12	0.02	0.06	0.01	0.02	0.02
29	3.4	2.8	0.37	0.78	0.43	0.43	0.62	0.15	0.6	0.55	0.05	0.01	0.02	0.02	-	-
30	2.9	2.4	0.35	0.64	0.39	0.38	0.51	0.13	0.5	0.33	0.07	0.03	0.03	0.03	0.03	0.01
令和元年	3.0	2.5	0.35	0.58	0.42	0.42	0.58	0.17	0.5	0.30	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.02
2	3.0	2.5	0.36	0.58	0.37	0.41	0.65	0.15	0.4	0.31	0.09	0.01	0.00	0.02	0.00	0.01

資料 総務部総務課

(参照:P155-第36表、P146-第33表)

**(2) 母の年齢と児の平均体重**

表17は、令和2年の母の年齢階級別に周産期死亡数と出産した児の平均体重を表したものです。

周産期死亡児の平均体重は、年齢階級別に大きな差はありませんが、早期新生児死亡は大まかにみると、妊娠満22週以後の死産より重い傾向にあります。

また、周産期死亡児の平均体重は1.52kgで、同年出生児の男3.05kg、女2.96kg（参照:P82-第14表）に比べると、約半分になっています。

表17 周産期死亡数及び周産期死亡平均体重、母の年齢階級別（令和2年）

母の年齢階級	周産期死亡数			周産期死亡の平均体重 (kg)								
	総数	妊娠満22週以後の死産	早期新生児死亡	総数			妊娠満22週以後の死産			早期新生児死亡		
				総数	単産	複産	総数	単産	複産	総数	単産	複産
総数	296	252	44	1.52	1.57	0.86	1.50	1.55	0.84	1.61	1.70	0.93
15歳未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15～19	2	2	-	2.79	2.79	-	2.79	2.79	-	0.00	0.00	-
20～24	18	14	4	1.35	1.40	0.52	1.48	1.55	0.52	0.89	0.89	-
25～29	53	43	10	1.56	1.67	0.86	1.39	1.48	0.82	2.29	2.42	1
30～34	94	90	4	1.44	1.49	0.16	1.42	1.47	0.16	1.93	1.93	0.00
35～39	90	70	20	1.48	1.50	1.30	1.51	1.50	1.72	1.37	1.49	0.89
40～44	37	32	5	1.75	1.83	0.34	1.79	1.89	0.34	1.50	1.50	-
45～49	1	1	-	1.64	1.64	-	1.64	1.64	-	-	-	-
50歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不詳	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料 総務部総務課

(参照：P178—第43表)

### (3) 周産期死亡の原因

令和2年の周産期死亡の原因を児側病態で見ると、「周産期に発生した病態」が87.5%、「先天奇形、変形及び染色体異常」が11.8%を占めています。

また、母側病態で見ると、「現在の妊娠とは無関係の場合もありうる母体の病態により影響を受けた胎児及び新生児」が34.8%、次に「母体に原因なし」が40.5%になっています。(参照：P180—第45表)

7	婚姻の動向
---	-------

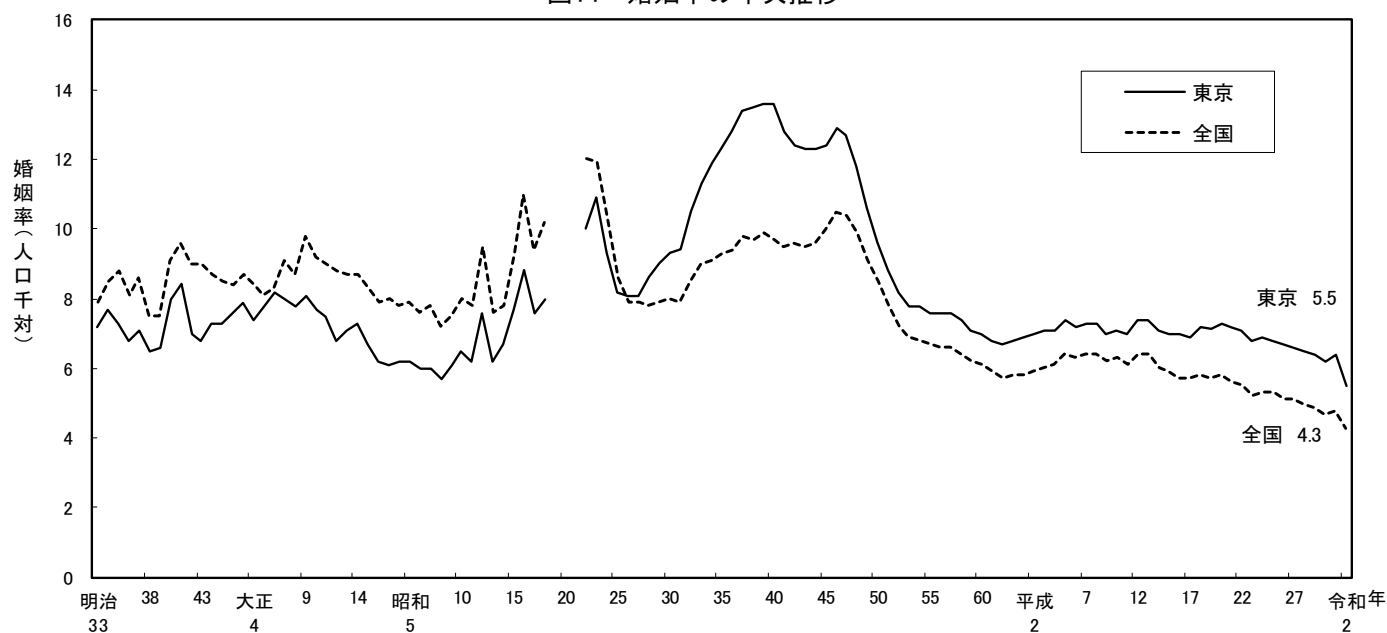
#### (1) 年次推移

図14は、東京都と全国の人口千人当たりの婚姻率を年次推移で表しています。

東京都の婚姻率は、昭和18年までは5から9までの間を上下し、全国よりも低い値でした。戦後、昭和26年からは全国の率を上回って推移し、昭和39年及び40年は連続して13.6という高い率となりました。その後、横ばいから低下傾向で推移し、昭和62年には6.7まで低下しました。平成2年からは7を超えたところで推移していましたが、平成23年からは6台に低下しています。

令和2年の婚姻件数は73,931組で、前年の86,059組より12,128組減少し、婚姻率は5.5で前年の6.4を下回りました。

図14 婚姻率の年次推移



(参照：P48—第1-b表)

(2) 婚姻年齢

表18は、夫婦の初婚・再婚別の年齢階級別の構成比を表したものです。

令和2年の初婚の夫をみると、25歳～29歳が最も多く、次に30歳～34歳、35歳～39歳が続いており、この3階級の合計で81.0%を占めています。

初婚の妻の場合も、25歳～29歳が最も多く、次に30歳～34歳、35歳～39歳が続いており、この3階級の合計で81.8%を占めています。

初婚について、それぞれの年齢階級の動向を更に詳しく見てみると、25歳～29歳の夫、並びに25～29歳及び45歳以上の妻でわずかに上昇傾向が続いていますが、30歳～44歳の夫、妻ともに低下傾向が続いています。

一方、再婚の夫、妻ともに35歳～39歳が最も多く、次いで、夫の場合は40歳～44歳、45歳～49歳、妻の場合は30歳～34歳、40歳～44歳の順で多くなっています。

表18 年齢階級別婚姻割合、初婚－再婚・夫－妻・年次別

(単位 %)

年 齢	夫初婚					妻初婚				
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～ 19	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	1.0	0.8	0.8	0.7	0.6
～ 24	6.5	7.0	6.9	6.9	7.1	11.1	11.6	11.5	11.2	11.3
25 ～ 29	34.7	34.9	35.8	36.0	37.8	41.8	42.2	42.6	42.9	44.5
30 ～ 34	30.4	29.6	29.3	28.7	28.1	27.7	27.3	27.0	26.8	25.8
35 ～ 39	16.0	16.0	15.5	15.4	15.2	12.6	12.0	11.8	11.9	11.5
40 ～ 44	7.6	7.5	7.4	7.4	6.8	4.3	4.3	4.3	4.3	3.9
45 ～ 49	2.8	2.9	3.0	3.3	3.0	1.1	1.3	1.3	1.5	1.5
50 ～ 54	1.0	1.0	0.9	1.1	1.1	0.3	0.4	0.4	0.4	0.5
55 ～ 59	0.3	0.4	0.4	0.5	0.4	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2
60歳以上	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2
不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

年 齢	夫再婚					妻再婚				
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	平成28年	平成29年	平成29年	令和元年	令和2年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～ 19	-	0.0	0.0	-	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	-
～ 24	0.6	0.6	0.7	0.5	0.6	2.0	1.5	1.6	1.7	1.6
25 ～ 29	3.8	4.0	3.8	3.4	4.2	8.9	8.7	9.1	8.7	9.3
30 ～ 34	13.9	13.9	14.1	12.5	13.3	21.8	21.0	20.8	19.4	19.7
35 ～ 39	21.5	21.2	20.3	20.1	20.2	22.9	21.9	22.5	21.2	22.0
40 ～ 44	20.8	19.2	19.2	19.2	18.7	16.8	16.1	15.7	15.4	14.7
45 ～ 49	15.0	14.6	14.6	15.3	14.5	11.1	11.7	11.2	12.3	11.3
50 ～ 54	9.3	9.7	10.1	11.1	10.3	7.2	8.4	8.2	9.7	8.3
55 ～ 59	5.6	6.2	6.8	7.1	7.1	3.8	4.3	4.6	4.9	5.5
60歳以上	9.5	10.5	10.4	10.9	11.2	5.4	6.1	6.3	6.7	7.6
不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注 各届出年中に同居を始めたもの  
資料 総務部総務課

(参照：P189－第51表)

(3) 平均婚姻年齢

表19は、平均婚姻年齢を初婚・再婚の別に表したものです。

令和2年の平均初婚年齢は、夫32.1歳、妻30.4歳で、前年と比較すると、夫、妻ともに低下しました。また、全国と比較すると、夫は1.1歳、妻は1.0歳高くなっています。

平均初婚年齢は、昭和40年代に一時低くなりましたが、その後は徐々に高くなってきています。令和2年も全都道府県の中で、東京都が最も高い年齢で、その傾向が続いています。

表19 平均婚姻年齢、夫－妻・初婚－再婚・年次別

(単位 歳)

年 次	夫		妻	
	初 婚	再 婚	初 婚	再 婚
昭和35年	28.1	39.4	25.2	33.8
40	27.8	39.3	25.1	33.5
45	27.5	38.5	25.0	33.3
50	27.6	38.9	25.5	33.5
55	28.6	39.0	26.1	34.7
60	29.0	40.2	26.3	36.1
平成2年	29.3	41.3	26.7	36.8
7	29.6	41.9	27.3	37.4
12	30.1	42.9	28.0	37.9
17	31.2	43.6	29.2	38.9
22	31.8	43.5	29.9	39.4
26	32.3	44.1	30.5	40.3
27	32.4	44.3	30.5	40.8
28	32.3	44.2	30.5	40.6
29	32.3	44.6	30.4	41.3
30	32.3	44.8	30.4	41.2
令和元年	32.3	45.4	30.5	41.9
2	32.1	45.1	30.4	41.8
全 国	31.0	43.9	29.4	40.9

資料 総務部総務課

(参照：P189－第51表、第51表付表1)

8 離婚の動向

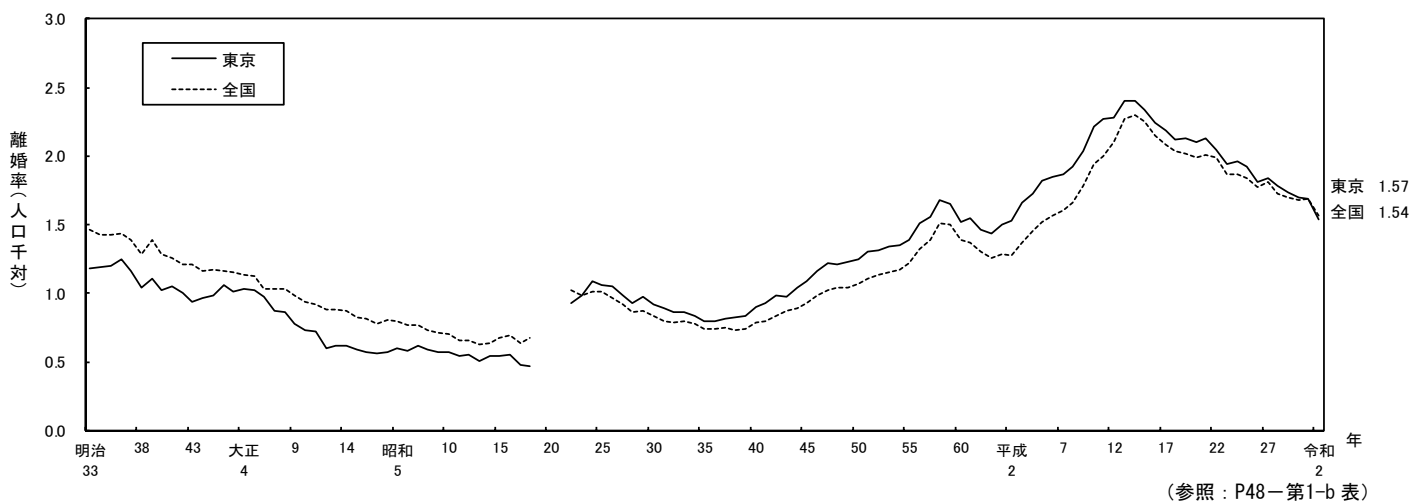
(1) 年次推移

図15は、東京都と全国の人口千人当たりの離婚率を年次推移で表しています。

離婚率は、明治から昭和初期にかけて、徐々に低下する傾向を示しました。戦後すぐは高い率を示し、昭和24年から昭和26年までは1.0を超えたものの、昭和27年以降は低下傾向に転じ、昭和35年には戦後最低の0.80を記録しました。しかし、再び上昇をはじめ、昭和58年には1.68になりました。その後また、一時的に低下傾向を示したものの、昭和63年の1.44を底にして上昇を続け、平成4年以降13年までは過去最高を更新し続けていましたが、以後、減少傾向で推移しています。

令和2年は離婚件数が20,783組で、前年の22,707組より1,924組減少し、離婚率も1.54で前年の1.69より低下しました。

図15 離婚率の年次推移



(2) 離婚時の夫婦の年齢階級

表20は、夫婦が離婚を届け出たときの年齢階級別の構成比を表しています。令和2年の最も多い年齢階級は、夫は35歳～39歳で16.1%、妻は30歳～34歳で17.4%となっています。

表20 年齢階級別離婚割合、夫—妻・年次別

(単位 %)

年 齢	夫					妻				
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～ 19	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2
20 ～ 24	2.4	2.7	2.7	2.7	2.1	4.4	4.6	4.5	4.3	3.5
25 ～ 29	9.1	9.0	9.0	9.5	8.1	13.4	13.3	13.6	13.7	12.2
30 ～ 34	16.8	16.7	16.7	16.2	14.6	20.3	19.5	19.4	19.6	17.4
35 ～ 39	18.2	17.7	17.3	17.2	16.1	17.9	18.0	17.1	17.0	16.6
40 ～ 44	15.6	15.9	15.3	15.1	15.1	15.8	14.8	15.1	14.4	14.4
45 ～ 49	13.0	13.1	13.4	13.3	14.2	11.9	12.4	12.4	12.6	13.2
50 ～ 54	9.5	9.2	9.5	9.8	11.0	6.7	7.8	7.9	7.9	9.7
55 ～ 59	5.6	6.1	6.4	6.1	7.3	3.7	4.0	4.2	4.5	5.7
60歳以上	9.6	9.5	9.7	9.9	11.5	5.5	5.3	5.5	5.8	7.1
不詳	-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	-

注 各届出年中に同居をやめたもの

(参照：P192—第54表)

資料 総務部総務課

(3) 離婚の種類

表21は、離婚の種類別の構成比を年次別に表しています。

平成16年4月1日から、離婚の種類別に「和解」「認諾」の項目が追加されたため、単純な年次比較はできませんが、裁判所による離婚の割合は小さく、協議による離婚が多数を占めている傾向は変わっていません。

表21 離婚の種類別割合、年次別

(単位 %)							
年次	総数	協議	調停	審判	和解	認諾	判決
昭和35年	100.0	90.6	8.3	0.1	...	...	1.0
40	100.0	91.3	7.7	0.1	...	...	0.9
45	100.0	89.9	8.9	0.1	...	...	1.1
50	100.0	92.0	7.0	0.1	...	...	0.9
55	100.0	91.9	7.1	0.0	...	...	1.0
60	100.0	93.0	5.9	0.0	...	...	1.1
平成2年	100.0	92.7	6.1	0.0	...	...	1.2
7	100.0	92.5	6.6	0.0	...	...	0.9
12	100.0	92.4	6.6	0.0	...	...	1.0
17	100.0	89.3	7.8	0.0	1.2	0.0	1.6
22	100.0	89.1	8.2	0.0	1.5	0.0	1.2
26	100.0	87.3	9.2	0.2	1.8	0.0	1.5
27	100.0	87.8	8.8	0.2	2.0	-	1.2
30	100.0	87.2	8.7	0.5	2.3	-	1.3
令和元年	100.0	87.8	8.1	0.6	2.1	0.0	1.3
2	100.0	88.6	7.3	1.1	1.8	-	1.3

注 平成16年4月1日より、「和解」「認諾」の項目が追加された。

資料 総務部総務課

(参照：P193-第55表)

## (4) 離婚の同居期間

表22は、同居期間別の構成比を示しています。総数を比較すると、各年とも同居10年未満で離婚するケースが約半数で、同居期間が1年～4年未満の離婚が最も多くなっています。

表22 同居期間別離婚割合、種類・年次別

(単位 %)		1年未満	1～4	5～9	10～14	15～19	20年以上	不詳
総	離婚種別							
	数	5.8	26.9	21.2	13.0	9.7	16.0	7.3
	協議	6.0	27.4	21.4	12.8	9.5	15.9	7.0
	調停	5.2	24.7	20.1	13.5	11.0	16.3	9.2
	審判	5.6	31.9	22.2	9.7	9.7	12.5	8.3
	和解	2.6	19.4	16.6	18.9	12.7	21.3	8.6
	認諾	25.0	25.0	-	25.0	25.0	-	-
	判決	6.5	18.3	17.3	15.8	12.9	15.5	13.7
総	数	5.7	26.6	20.6	13.1	9.7	16.7	7.7
	協議	5.9	27.2	20.7	12.8	9.5	16.6	7.3
	調停	4.7	22.7	19.9	15.0	11.6	16.9	9.2
	審判	5.1	34.3	20.2	12.1	8.1	7.1	13.1
	和解	3.8	19.2	16.9	14.9	11.7	22.2	11.3
	認諾	-	-	-	100.0	-	-	-
	判決	5.4	22.7	20.1	13.3	11.2	14.7	12.6
	総	数	5.6	26.6	20.5	12.6	9.8	17.4
協議		5.6	27.2	20.7	12.4	9.6	17.4	7.1
調停		5.3	22.6	19.3	14.8	11.5	17.5	9.0
審判		7.2	31.5	18.9	17.1	8.1	7.2	9.9
和解		4.5	17.3	16.4	14.3	14.3	22.0	11.1
認諾		-	-	-	-	-	-	-
判決		10.3	24.8	18.6	10.7	9.3	15.5	10.7
総		数	5.6	26.9	20.0	12.5	10.1	17.6
	協議	5.7	27.5	20.2	12.2	10.1	17.4	6.9
	調停	5.0	23.4	20.2	14.1	9.5	18.1	9.6
	審判	8.1	25.2	26.7	10.4	8.1	11.9	9.6
	和解	3.5	17.7	15.2	17.1	12.3	23.8	10.4
	認諾	-	-	-	100.0	-	-	-
	判決	5.3	20.9	16.3	18.6	9.3	17.9	11.6
	総	数	5.5	26.5	19.5	12.7	9.9	18.6
協議		5.6	27.1	19.6	12.4	9.7	18.6	7.1
調停		4.9	21.2	20.0	16.0	11.1	18.0	8.8
審判		6.2	31.3	18.9	9.7	12.3	12.3	9.3
和解		3.2	17.1	16.0	14.1	14.4	25.6	9.6
認諾		-	-	-	-	-	-	-
判決		6.1	22.1	14.8	17.5	9.9	17.5	12.2

資料 総務部総務課

(参照：P193-第55表)